

萍憲法研究会の憲法論議：もう一つの「憲法遺言」

赤坂，幸一
九州大学法学研究院 / Faculty of Law, Kyushu University

<https://hdl.handle.net/2324/1430759>

出版情報：初期日本国憲法改正論議資料，pp.7-117，2014-02-15．柏書房
バージョン：
権利関係：

萍憲法研究会の憲法論議——もう一つの「憲法遺言」

赤坂 幸一

I 萍憲法研究会文書とその周辺

- (1) 発見の経緯
- (2) 周辺史料に窺われる萍憲法研究会
- (3) 萍憲法研究会をめぐる新出史料

II 萍憲法研究会の組織・運営面の特色と時代背景

- (1) 研究会の目的および方針
- (2) 組織面の特色——もう一つの「憲法遺言」
- (3) 高柳・憲法調査会と憲法問題研究会

III 貴族院の「蔭の小委員会」

- (1) 山川博士の意見書の衝撃
- (2) 貴族院の有志研究会と両院間の折衝
- (3) 非公式委員会における審議と山川小委員会
- (4) 議長官舎における対GHQ交渉
- (5) 立憲的元首としての慣行

Ⅳ 自由法論の残影

- (1) 新派刑法学の旗手・牧野英一と萍憲法研究会
- (2) 萍憲法研究会をめぐる環——報徳運動
- (3) 「家族生活の尊重」をめぐる環
- (4) 幻の憲法修正案

おわりに

I 萍憲法研究会文書とその周辺

(1) 発見の経緯

本書は、日本国憲法の審議に関与した貴族院の有志による「萍憲法研究会」の速記録を翻刻・校訂し、これに関連史料や索引等を付して公刊するものである。現在では本研究会のことを知る人も少なく、関係者もすべて逝去しているが、公開諸文書の中には本研究会の関連資料が部分的に収録されており、また公刊された諸論稿にも本研究会への言及が僅かながら認められる。しかしながら、本研究会の関連資料は従来、纏まった形では存在しておらず、また肝心の研究会の内容が不明であったことから、現在までの憲法制定史研究、また戦後の憲法運用史の研究において、未だ本格的な学術的研究の対象とはされていない。

しかしながら、後述するように、本研究会は貴族院の日本国憲法審議に参与した勅選議員や政府関係者、宮内・内務・外務官僚、法曹などから構成され、いわば学界・官界・業界を幅広く網羅しており、またその研究会の内容を当面非公開とすることによって、自由闊達な意見交換を確保している。のみならず、政府に設けられた憲法

調査会の動向をも視野に入れつつ、具体的な改正諸案を作成・検討しており、また参議院議長公邸や参議院の速記者を活用した「半公式的性格」を有している点も興味を惹く。要するに本研究会は、貴族院の憲法審議に直接関与した当事者が、独立回復後に、憲法制定の経緯や現行憲法の問題点等につき、率直な意見交換を行い具体的な改正案の検討までを行った半公式的性格の研究会であって、憲法制定史研究にとっても、また戦後の憲法運用史の研究という観点からも、新たな視点を提供するものである。

この萍憲法研究会の速記録が発見されたのは、いわば偶然の産物であった。すなわち、二〇一〇年に参議院庶務部文書課旧蔵資料の調査を行っていた稿者と奈良岡聰智・京都大学大学院法学研究科准教授は、帝国議会時代の貴族院事務局文書課、委員課、庶務課の関連資料が納められた棚とは別に、鍵をかけて保管された別置棚の存在に着目し、これを調査したところ、その中から偶然にも、「月曜会速記録」と題された文書を発見したのである。一読して重要な憲政史料であることを確認した我々は、参議院の関係者にその旨を通知すると共に、デジタル撮影等の資料保全措置を行い、本研究会の速記録や改正試案の内容を検討するため作業を開始した。同速記録を翻刻した本書は、その発見の契機となった調査とともに、平成二十一〜二十三年度科学研究費基盤(A)「衆議院事務局の未公開資料群に基づく議会法制・議会先例と議院事務局機能の研究」および平成二十四〜二十六年度科学研究費基盤(A)「未公開資料群に基づく二院制の比較憲法史的研究——議院運営実務と議会官僚の衡量過程」による研究に基づくものであり、その研究成果の社会還元を図ることを目的として公刊されるものである¹⁾。

(2) 周辺史料に窺われる萍憲法研究会

もつとも、上述したように、萍憲法研究会(一九五八年より前には「月曜会」)の存在は決して未知の事柄ではなく、公開文書や公刊論稿、また個人の日記・回想録などに、本研究会への言及や、本研究会の関連資料の存在が認め

られる。例えば、国立国会図書館憲政資料室所蔵の佐藤達夫関係文書には、「日本国憲法萍研究会草案²」や「月曜会の憲法研究メモ³」と題する文書が存在するほか、法務図書館所蔵の故牧野英一博士寄贈図書「憲法改正関係資料」の部にも、同一の草案が収録されている⁴。

また、同じく国立国会図書館憲政資料室所蔵の山川端夫関係文書（MF個人蔵）には、「私の足跡」と題する自伝⁵が遺されており、それによれば、山川が「今猶関与せる学会」（百十二頁）として四つあり、その「第三には戦後参議院初代事務総長小林次郎氏が中心となつて主に元の貴族院の有志を集めて憲法修正案を研究する会である。会の目的は政党の意見及び世論に超越して健全なる改正案を将来の参考の為に残さんとするに在つて、既に数年来研究を重ねて居る。会員は多少の出入はあるが重なる人は岩田宙造博士、山田三良博士、故松本丞治博士、故有馬忠三郎博士、高柳賢三博士、牧野良一博士、中川望氏、小原直博士、大谷正男氏、佐藤達夫博士、佐藤功博士等である」（百十五頁）との記述がある。研究会の目的・構成については後述するが、独立回復後の憲法改正論議の高まりを背景に、しかし「政党の意見及び世論に超越」した検討を行ったこと、（日本国憲法の制定に関与した）旧貴族院の有志が組織した研究会であること、および、その中心となつたのが旧貴族院書記官長、貴族院勅選議員にして戦後の初代参議院事務総長、小林次郎であつたことが確認できる。

小林次郎は、同郷の伊澤多喜男（一八六九—一九四九）の紹介で河井弥八貴族院書記官長の知遇を得、官界入りした人物であるが（一九一九年貴族院書記官、一九四五年十一月以前は貴族院書記官長として憲法問題調査委員会の審議に、それ以降は貴族院勅選議員として日本国憲法の審議に、各々関与している。その小林による河井弥八の追悼文には、次のような一節がある。

昭和二十八年十月、嘗て貴族院の憲法案特別委員会の委員たりし者の有志山川端夫、岩田宙造、松本丞治、

牧野英一、有馬忠三郎、高柳賢三等の方々が集つて第一に日本国憲法制定の際議會に於ける議事の内容は一々翻訳してマツカサー司令部へ提出することになつて居たので、当時の論議で徒に米國を刺激するようなものは、速記中止等の処置により速記録から削除したため、現存の速記録は真を伝えない点もあるから、各自の記憶の失われない間に記録して置こう。第二に日本国憲法は、日本の伝統、文化、歴史を知らない米國人が僅か七日間に立案したものであるから、我が國の国情民心にそわない点があり、表現が冗長に失っているので之を再検討しよう。第三に、その結果必要があれば、新憲法案を立案しよう云う趣旨で、萍憲法研究会を組織された際に、河井先生も会員の一人とし、参議院議長公邸の一室を御弁当付の会場として提供して下さり、又議長を御罷めになつてからもその維持継続のために御骨折り下さつた⁶。

このように萍憲法研究会は、日本国憲法の制定に関与した関係者の有志が、昭和二十八年以降、元参議院事務総長の小林次郎を世話人として組織された研究会であり、参議院議長河井弥八の支援を受けつつ、(a)憲法改正の経緯の記録、(b)現行憲法の問題点の検討、および(c)独自の憲法改正案の作成を目的とするものであつたが、従来その研究会の全貌は不明であり、わずかに、公開文書の中に見られる「日本国憲法萍研究会草案」の内容から、検討の大きな方向性を知り得るにとどまつていた。

(3) 萍憲法研究会をめぐる新出史料

しかしながら、その後、研究会速記録の発見や、その他の資料の発掘・関連付けにより、研究状況は大きく進展することとなった。まず新たに発見された議事録の残存状況であるが、判明する出席者名や原史料の表記、その他の関連情報を加味して作成したのが【表一】である。同表から直ちに了解されるように、本研究会の開催時

表 1 研究会開催状況一覧

	日 時	速記録表題	備 考	出席者														
				山田	山川	中川	岩田	松本	小原	牧野	有馬	大谷	高柳	小林	宮沢	小野寺	佐藤達	佐藤功
【1】	昭和28年10月13日		速記なし、河井弥八日記				○							○				
【2】	昭和28年10月19日	昭和二十八年十月十九日座談会速記録			○					○	○		○	○				
【3】	昭和28年11月 2 日	昭和二十八年十一月二日月曜日会合	高木八尺出席	○	○		○			○	○		×	○				
【4】	昭和28年11月16日	十一月十六日月曜会速記			○					○	○		×	○				
【5】	昭和28年12月 7 日	昭和二十八年十二月七日月曜会速記			○		○			○				○				
【6】	昭和28年12月21日	昭和二十八年十二月二十一日月曜会速記			○		×			○			×	○				○
【7】	昭和29年 1 月18日	昭和二十九年一月十八日月曜会速記			○		○	○		○	○			○				○
【8】	昭和29年 2 月 8 日	昭和二十九年二月八日憲法に関する研究会速記録		○	○			○		○	○			○	○			○
【9】	昭和29年 2 月22日	昭和二十九年二月二十二日憲法に関する研究会速記録			○		○			○	○		○	○				
【10】	昭和29年 3 月 1 日	昭和二十九年三月一日憲法に関する研究会速記録	* 封筒(4)がなく昭和29年 4 月分欠落力		○					○	○		○	○				
【11】	昭和29年 5 月10日	五月十日月曜会例会			○					○			○	○				
【12】	昭和29年 5 月24日	五月二十四日月曜会例会	金丸三郎出席 * 封筒(6)がなく昭和29年6月分欠落力		○					○	○		○	○				○
【13】	昭和29年 7 月 5 日	七月五日月曜会例会		○	○					○	○			○				
【14】	昭和29年 7 月19日	七月十九日月曜会例会	* 8 月は休会とし小林整理案を作成、9 月 6 日配付 * 封筒(8)がなく昭和29年 9 月分欠落力	○	○		○	○		○	○		○	○				
【15】	昭和29年10月 4 日	昭和二十九年十月四日			○		○	(逝去)		○			○	○			○	
【16】	昭和29年10月18日	昭和二十九年十月十八日			○		○			○	○		○	○			○	
【17】	昭和29年11月 1 日	昭和二十九年十一月一日「月曜会」			○		○			○			○	○			○	
【18】	昭和29年11月15日	昭和二十九年十一月十五日月曜会		○	○					○	○		○	○				
【19】	昭和29年12月 6 日	昭和二十九年十二月六日「月曜会」		○	○					○	○		○	○				
	昭和29年12月20日		「二十日ハ速記ナシ」															
【20】	昭和30年 4 月 4 日	月曜会速記録 昭和三十年四月四日			○					○			○	○			○	
【21】	昭和30年 4 月18日	昭和三十年四月十八日			○						○		○	○			○	○
【22】	昭和30年 5 月 9 日	昭和三十年五月九日月曜会議事速記録			○		○			○			○	○			○	○
【23】	昭和30年 5 月23日	五月二十三日月曜会速記録	山川私案配付		○					○			○	○			○	
【24】	昭和30年 6 月 6 日	昭和三十年六月六日月曜会速記録	「牧野英一博士意見書」提出	○	○					○	○		○	○			○	
【25】	昭和30年 6 月20日	昭和三十年六月二十日月曜会速記録	「牧野英一博士意見書」配付		○		○			○			○	○				○
【26】	昭和30年 7 月 4 日	月曜会速記録 昭和三十年七月四日	* 内容・日程に鑑み数回分欠落力		○		○			○			○	○				○
【27】	昭和30年10月17日	十月十七日		○	○					○	○		○	○		○		○
	昭和30年11月 7 日		小野寺日記							○			○			○		
【28】	昭和30年11月21日	十一月二十一日	小野寺日記		○					○			○			○		○
【29】	昭和30年12月 5 日	十二月五日	小野寺日記	○	○					○			○			○		
	昭和31年 2 月 6 日		小野寺日記	○	○					×			○					
	昭和33年 2 月24日		小野寺日記 昭和31年3月5日受の小林整理案		○					○	○			○		○		
【30】	昭和33年 3 月10日	萍憲法研修会会議録 三月十日	小野寺日記			○				○	○	○		○		○	○	○
【31】	昭和33年 3 月24日	萍憲法研究会会議録 三月二十四日	「日本国憲法萍研究会草案」配付		○	○	○			○	○	○		○		○	○	○
【32】	昭和33年 4 月14日	萍憲法研修会会議録 四月十四日	小野寺日記		○	○				○			○	○		○	○	○
【33】	昭和33年 5 月12日	萍憲法研修会会議録 五月十二日			○							○	○	○				
【34】	昭和33年 6 月 2 日	萍憲法研究会会議録 六月二日	小野寺日記		○		○						○	○		○		
【35】	昭和33年 6 月23日	萍憲法研究会会議録 六月二十三日	小野寺日記		○					○			○	○		○		
【36】	昭和33年 9 月 8 日	萍憲法研究会速記録 九月八日			○	○				○			○	○				
【37】	昭和33年 9 月22日	萍憲法研究会速記録 九月二十二日	小野寺日記		○					○			○	○		○		
【38】	昭和33年10月13日	萍憲法調査会会議録 昭和三十三年十月十三日(月)			○	○	○						○	○		○		
	昭和33年11月24日		小野寺日記		○					○	○					○		
【39】	昭和33年12月 1 日	萍憲法調査会 三十三年十二月一日			○		○			○				○				
	昭和34年 3 月16日		小野寺日記		○	○				○				○		○		
	昭和34年 6 月15日		小野寺日記 昭和34年 4 月 3 日「山川試案」作成		○									○		○		
【40】	昭和34年 7 月 6 日	萍憲法調査会速記録 昭和三十四年七月六日(月)	小野寺日記		○	○				○			○	○		○		
【41】	昭和34年10月12日	萍憲法研究会速記録 昭和三十四年十月十二日(月)			○	○				○				○		○		

* 速記録において昭和28年10月19日の研究会が「第2回」と言及されていることから、これを基準に、現存する速記録に仮の通し番号を付した。
 * 速記録には欠落部分があることから、これが研究会の実際の開催回次を示すものではない。
 * 備考欄の「小野寺日記」は、参加者の一人、小野寺五一の日記（個人蔵）に、月曜会・萍憲法研究会への参加の記述があることを示す。
 * 研究会出席者欄の○印は、当日の発言・出席が史料から判明することを示すが、これ以外にも参加者が存在する可能性がある（最後の数回を除き、参加者名簿は存在しない）。
 * 同じく×印は、当日の欠席が史料から判明することを示す。
 * 「佐藤」については、佐藤達夫・佐藤功のいずれか（または両者出席であるか）を確認できない回があり、これを網掛けで示した。

期は昭和二十八年と昭和三十一年の「月曜会」時代と、昭和三十三年以降の「萍憲法研究会」時代とに大別でき、構成員にも多少の変動があることが読み取れるが、速記録の欠けた回も少なくなく、全体として何回の研究会が行われたのか、また昭和三十四年以降も研究会が存続したのかどうか、現在のところ不明である。また、後述の小野寺五一日記には言及があるが速記録の存在しない回も、少なくとも六回存在する。

しかしながら、現存する速記録だけでも四十回の大部に及び、その内容と周辺の諸史料とを関連付けることによって、研究会の活動を立体的に把握することが可能である。例えば、山川端夫関係文書に遺された憲法制定経緯を示す諸文書や、小林次郎関係文書に収録されている四冊の憲法関係ノート、あるいは故牧野英一博士寄贈文書（法務図書館所蔵）に含まれる憲法改正関係資料等は、本速記録の記述を手掛かりとして初めて、これに適切な位置づけを与え得る。これらの内容については次節以下でその一部を取り上げるほか、速記録本体にも参考資料や脚注を付し、読者の便宜を図っている。

また、本研究会に対する参議院議長河井弥八のバックアップについては、先に小林の述懐を通じて見た通りであるが、現在、この河井弥八が遺した日記の整理・刊行作業が進められており、同日記にも関連の記述が出てくる。例えば、「小林次郎氏来訪す。〔…〕同氏よりは(1)同氏就職の件催促、(2)憲法改正会の構想報告あり。後者に関しては議長公邸の提供等便宜を与ふへき旨を告ぐ」（昭和二十八年九月二十五日条）、および「小林次郎氏の幹旋に依り旧貴族院勅選及学士会院議員の法学者会を催し、憲法改正研究会を結成す。依て議長公邸を提供し昼食を呈す」（同年十月十三日条）との記述は、小林の述懐を裏付けるもので、萍憲法研究会の誕生の瞬間を記録するものである⁸。

その後も、小林次郎および河井弥八自身の参院選出馬をめぐる記述や、小林次郎への就職幹旋、緑風会政務調査会・自主憲法制定議員連盟への河井の関与など、様々な背景事情が綿密に書き留められているが、本研究会の観点からとくに注目されるのは、次の一節である。

昭和三十一年二月十一日（土）〔抄〕

登院す。小野寺五一氏来訪。元貴族院議員の学者有志の継続研究せる憲法調査会も殆んど終了に近づきたるを以て、政府計画の憲法調査へ其代表を出席せしめたしとの希望を申出でたる。依て氏と相談の結果、取敢へず山崎巖氏へ小林次郎氏を推薦して山崎氏の配慮を乞ふことし、同氏へ電話せしに氏は緒方氏の葬儀に臨みて不在、明日帰京すと云ふ。

同年十二月五日（水）〔抄〕

小林次郎氏来訪す。憲法調査会委員推薦漏とならざるやう、強く要求せらる。

憲法調査会法案は紆余曲折の末、昭和三十一年六月十一日に成立し、社会党の不参加問題もあつて、憲法調査会の実際の活動は昭和三十二年八月から昭和四十年六月にかけて行われたが、小林は、本研究会の成果を携えてこの憲法調査会の審議に参加することを熱望し、同じく憲法改正問題への取り組みに積極的であった。河井の幹旋を依頼したのである。しかし、河井と小林がともに、昭和三十一年七月八日の第四回参議院議員通常選挙で落選したこと、この希望は実現せず、逆に、参議院議長としての河井の支援を期待することが出来なくなり、従来のように参議院の速記者（および参議院郵紙）を使用することや、参議院議長公邸を使用したりすることが困難となった（半公式的性格¹⁰の喪失）。そのため、萍憲法研究会となつてからは、速記者に私的に依頼したり（速記料金の支払いの記述が新たに出現する）、開催場所が丸ビルの精養軒に変更されるなどした。この点、萍憲法研究会

に改組して初回（昭和三十三年三月十日）の研究会の冒頭、研究会の趣旨を述べた小林の発言が興味を惹く。

憲法制定当時貴族院の特別委員会に御関係のあられた貴族院議員の皆さんにお集りを願って、当時アメリカの占領治下にあつて特別委員会における発言はその日のうちに翻訳をして持つて行かなければならなかった関係上、言いたいことも言えなかったこともあるし、言ったことを消したこともあるし、それを、あまり記憶の薄れないうちに一応記録に残しておこう、それから第二段には現行憲法についてのわれわれの忌憚なき意見を話し合おう、第三段にはその上さらに憲法案を作る必要があれば作ろうというわけで始めたわけでございます。それで第一段と第二段を終りまして第三段に入ろうという時に、ちょうど私も河井さんも議席を得ることができなくて、それと同時に憲法調査会が発足しましたので、その様子をもう少し拝見しようというのでしばらく開かなかつたのでございますけれども、憲法調査会の方々は割合お若い方が多くて、日本の今までの政治のあり方とかあるいは政党の動きとかいうようなことについてはあまり御存じのない方が多かつたようなんで、まあこちらでも続けてこの会を開いていつて、そうして過去の経験から将来憲法を作るとすればどんなふうなふうにしたらいいかということの一つ話し合おうというわけで、今までお話を承わつたのを私がまとめまして一つの案をこしらえたのであります。

これがいわゆる「日本国憲法萍研究会草案」（以下「萍草案」）であるが、憲法調査会への言及は、憲法改正問題に関する小林の自負を窺わせる。実はこの萍草案も、研究会としての成案というよりは、未だ小林試案としての性格・内容を有しており、実際、昭和三十三年九月二十二日の研究会の席上、山川は萍草案を「小林試案」と呼び、また翌三十四年七月六日の研究会で山川は、自らの配布した「山川私案」と、「あなたの案」（小林案）と

を対比している。有馬も同様の発言をしており、また牧野が提出した「意見書」や、憲法議會で提出を試みた憲法改正試案とも相当に異なることから、萍草案を「萍憲法研究会の案」として把握・分析することは、ミス・リーダーディングであろう。こういった考察も、速記録の内容を丹念に追ひ、周辺史料との関連付けを行うことによつて初めて浮かび上がつて来るものである。

最後に、上述した「小野寺五一日記」であるが、小野寺は貴族院書記官から参議院参事となり、記録部長まで務めた人物で、稿者はかつて、帝国議會書記官の人事システムを解明する試みの中で本日記に言及したことがある¹⁾。小野寺は少なくとも、昭和三十年十月十七日以降の月曜会・萍憲法研究会に参加していることが速記録で確認できるが、ここで興味深いのは、小野寺日記に記述があるにも拘らず速記録の現存していない回が六回あることで、速記録が何らかの理由で散逸したのか、或は全ての回に速記録が取られたわけではないのか、その詳細は現時点で不明である。【表一】の備考欄の「小野寺日記」の記載は、当該研究会への出席の言及が小野寺日記にあることを示しており、その具体的な記述は各会の速記録の脚注に示しておいた。小野寺は貴族院の勅選議員でも学士院会員議員でもないが、小林次郎の後輩として、庶務的な立場で関与したものと思われる。

Ⅱ 萍憲法研究会の組織・運営面の特色と時代背景

(1) 研究会の目的および方針

以上の諸史料から浮かび上がつて来る、萍憲法研究会の目的とは何だつたのか。昭和二十八年十月十九日の速記録には、冒頭、次のようなくだりがある（小林発言）。

会の名前は「月曜会」ということにしまして、第一月曜と第三月曜の正午に毎月開くことに、決めたのでありまして、そのほかの運営の方法は私、実は宮沢〔俊義〕教授のお話からヒントを得て……宮沢さんのほうで憲法制定の当時のいろ／＼な資料を集めておられる。ところが私自身としていろ／＼考えますと、この先生方も極く初めおやりになりました憲法改正案委員会か懇談会ができました時は、古島さんとか、いろ／＼な方がおられたようですが、その後山川さん、それから山田先生辺りでどういうようにしておやりになったか、どういう移り変りをしてどうなったか、そのようなことを、一応皆さん御記憶のおありになるうちにお話を願って集めて置きたい。

それから第二には現在の憲法に付いていろ／＼な意見があるが、この解釈などを決め、それから第三に改正すべき点をお話し願ったかどうかというようなことも考えたのでございますけれども、あとで岩田先生から「そんなことをしていたら、自分達年寄には余り手間がかかり過ぎていかんから、それよりか問題になる点だけ一つ考えて、そして前に考えたことを現在考えていることに連関して研究したらどうだ。」というお話がございました、大体そういうふうになったのでございますね。

すなわち本研究会は、(a)日本国憲法制定の経緯の記録、(b)日本国憲法の解釈論（問題点の検討）、および(c)改正案の作成の三点を主たる目的とするものであり、研究会の当初より、萍憲法研究会に改組後、第一回の研究会で小林が述べた目的（I(3)参照）を堅持していたことが分かる。もつとも、(c)改正案の作成は将来の課題とされ、具体的な当面の課題としては、九条と再軍備問題、憲法裁判所の設置の可否、天皇制、国会の諸問題（予算の増額修正、法律の過剰、参議院制度、三読会制の再導入問題と常任委員会制度など）、および裁判所の増員問題（調査官制度

の問題）等が挙げられ、ただし天皇制の關係は誤解を招きやすいことから、後回しにすることとされた¹²。これらの具体的テーマは、当時の憲法改正論議の重要論点とほぼ共通しているが、本研究会においては、(b)これらの日本国憲法の問題点の検討を優先させ、それとの關係で(a)日本国憲法の制定過程について調査・記録し、それらを踏まえた将来の課題として、(c)憲法改正案を作成することが構想されていたわけである。

もう一つ確認しておくべきは、研究会構成員の自己認識（およびこれを反映した調査方針）である。独立回復前後から、いわゆる五十五年体制の成立初期にかけて、わが国では様々な憲法論議が活性化した。成立後間もない日本国憲法は運用が未確立の点が多く、そもそも憲法論議が活性化しやすい土壌にあったが、併せて、占領下における憲法成立の経緯や、いわゆる朝鮮戦争の勃発を経て、独立回復後の政治課題として、日本国憲法の再検討が焦点化していたのである¹³。政党レベルでも、自由党憲法調査会および改進黨憲法調査会の発足（各々昭和二十八年三月十二日・同年四月七日）、同改正案の発表（改進黨憲法調査会「現行憲法の問題点の概要」（昭和二十九年九月十三日）・自由党憲法調査会「日本国憲法改正案要綱案」（同年十一月五日）、民主党・自由党・緑風会の議員からなる超党派の自主憲法期成議員同盟の結成（会長広瀬久忠、昭和三十年七月十一日）といった一連の動きが見られたが、これに対して左右両派社会党や革新政党は「平和憲法擁護」の旗印のもとに対決姿勢を強め、また、国民運動組織として憲法擁護国民連合を結成したのであった（昭和二十九年一月十五日）。

憲法調査会法が成立（昭和三十一年六月十一日）し、紆余曲折の末、活動を開始（昭和三十三年八月）した背景には、このような政治状況が控えていたが、月曜会・萍憲法研究会が活動したのは、まさしくこの時期に該当する。そのような中であつて研究会は、「政党の意見及び世論に超越して健全なる改正案を将来の参考の爲めに残さんとする」（山川・前掲「私の足跡」）ことを目的とし、「議場さながら大学の講堂」とも称された貴族院の憲法審議の氣風を、いわばそのままに継承するものであつたと言えよう。この点は「萍」という研究会の名称にも窺われ、

萍憲法研究会に改組して二回目の研究会の席上、次のようなやり取りが認められる¹⁴。

中川 萍憲法研究会と云うのは……

小林 牧野先生の御命名なんですよ。牧野先生から、どなたか牧野先生に、「君らのやっていることは政府にも関係なし、政党からも頼まれて居らぬし、つまらない浮草のようなものだ」と言われたと云う御話があり（ました）ので、皆さんが「それはいい」ということで萍憲法研究会と云う名称を是認したわけですね。

牧野 驚いたなこれは。何もかも忘れてしまった。中氣にかかっていたのですからね。弱ったなこれは。

小林 「わが心萍のごとし」という何か古い言葉がありますね。私が子供の時に渡辺国武（一八四六―一九一九）さんというおじいさんにこれを書いて頂いたことがある。それが牧野先生の言われることとうまく一致しますから……

すなわち萍（うきくさ）とは、特定の利害関心にとらわれないことの謂いであつて、当時の政党間抗争から距離を置き、また一般世論に阿ることなく、公平な見地から在るべき憲法制度を構想しようという意図を示すものであつたのである。

(2) 組織面の特色——もう一つの「憲法遺言」

河井の日記にあるように、萍憲法研究会の参加者は主として貴族院の日本国憲法審議に参加した「旧貴族院勅選及学士会院議員」であつたが、出身別に見た場合、学者、官僚および実務家の三者に大別しうる。その一覧は【表2】の通りであるが、ただし、山川端夫・松本丞治・小原直は貴族院で憲法審議が始まる以前に公職追放と

なっており、また岩田も憲法審議の途中で公職追放となつていたので、これらの者は、実際の憲法制定過程には全く、あるいは部分的にしか関与していない（もともと山川は、後述のように、貴族院で憲法審議が始まる以前に重要な役割を演じており、萍憲法研究会でも主導的な役割を演じている）。

【表2】で留意すべきは、第一に、法制局人脈がもつウェイトである。戦前のいわゆる兼任参事官制度は、現在の内閣法制局参与制度の前身であり、穂積八東や山田三良、美濃部達吉、松本丞治、牧野英一ら錚々たる陣容

表2 萍憲法研究会の構成員

	生没年	勅・士	主な経歴および備考（研究会開催時まで）
山田三良	一八六九―一九六五	士	東京帝大教授。京城大学総長。元法制局兼任参事官。
山川端夫	一八七三―一九六二	勅	海軍省参事官。条約局長。法制局長官。一九四六年九月公職追放（議員辞職は一九四六年七月五日）。
中川望	一八七五―一九六四	勅	内務官僚。大阪府知事。日本赤十字社副社長。
岩田宙造	一八七五―一九六六	勅	弁護士。東久邇宮内閣・幣原内閣の司法大臣。司法制度改正審議会长。一九四六年九月公職追放。
松本丞治	一八七七―一九五四	勅	幣原内閣の国务大臣（憲法担当）。憲法問題調査委員会委員長。元法制局長官。一九四六年五月公職追放。
小原直	一八七七―一九六六	勅	司法次官。岡田内閣の司法大臣。阿部内閣の内務大臣。司法制度改正審議会委員。一九四六年四月公職追放。
牧野英一	一八七八―一九七〇	勅	東京帝大教授。元法制局兼任参事官。
有馬忠三郎	一八七九―一九五八	勅	弁護士。日本弁護士連合会初代会長。
大谷正男	一八八三―一九六七	勅	元大蔵官僚。一九一四年以降宮内省に転じる。宮内次官。
高柳賢三	一八八七―一九六七	勅	東京帝大教授。憲法調査会会長。成蹊大学総長。
小林次郎	一八九一―一九六七	勅	貴族院書記官長。初代参議院事務総長。憲法問題調査委員会委員。
宮沢俊義	一八九九―一九七六	勅	東京帝大教授。憲法学者。憲法問題調査委員会委員。
小野寺五一	一九〇〇―一九七九		貴族院書記官。参議院記録部長。東北電力顧問。
佐藤達夫	一九〇四―一九七四		法制官僚。片山内閣から第五次吉田内閣までの法制局長官。日本国憲法の中心的な立案当事者。
佐藤功	一九一五―二〇〇六		法制局事務官として佐藤達夫の下で日本国憲法の制定に関わる。成蹊大学教授。

*勅は貴族院勅選議員、士は貴族院帝国学士院会員議員であることを示す。

を誇っていたが、そのうち三名（山田、松本、牧野）がこの研究会に列席している。また、山川端夫は外務省条約局長を経て加藤内閣および第一次若槻内閣の法制局長官（一九三五～一九二七）、松本烝治も第二次山本内閣で法制局長官を務めており、さらに、法制局第一部長・同次長として日本国憲法の制定を支えた佐藤達夫も、後に内閣法制局長官を務めている（一九四七～一九五四¹⁵）。佐藤功も法制局事務官として、佐藤達夫の下で日本国憲法の制定に関与しており、彼らの議論が萍憲法研究会の議論、および改正案の検討に際して深みを与えたことは、疑いの余地がない。

第二に、官界・学界・実業界の長老格が多く参加していることで、そのため、高度な情報が早い時点で集まっていたことである。例えば、後述の貴族院の非公式委員会（山川委員長）の内情や、山田・高柳・牧野ら、貴族院で修正案を提出し（て否決され）た会員の率直な意見、情報開示に積極的であった松本による、当時にあつては非公開であつた種々の情報の提供（各種の松本手記や松本委員会案の「大体的説明」、「説明補充」等々、彼らが占めた地位に相応の情報が随所で披露されている（付言すれば、岩田は司法制度改正審議会の会長であつたし、有馬は臨時法制調査会の第三部会（司法関係）の部会長を務めている）。

第三に、このことは、研究会の性格と運命にも影響を及ぼしている。すなわち、研究会構成員の平均年齢に着目した場合、例えば研究会を主導した山川は、月曜会の開始時点で八十歳の高齢に達しており、また構成員の実に半数以上が、この時点で七十歳を超えていた。そのため、一方で、長老たちが老体に鞭打ちつつ繰り広げた闊達な憲法論議は、勢い、後の世代の議論との乖離をもたらすものとなつている¹⁶。少なくとも小林は、自覚的に「コンサバチブ」な検討試案を作成したのである¹⁷。他方で、研究会構成員の健康問題は切実で、速記録の残る六年間の間に、松本・有馬という主要な参加者が逝去したほか、高柳は胃潰瘍で一時期休会し、牧野に至つては中氣（脳卒中）で二年間病床に伏すことを余儀なくされている。萍憲法研究会は昭和三十三年に改組して再出発して以降、

萍草案（小林試案）を基にして研究会としての案の作成を試みたが、次第に活力を失い、昭和三十四年十月の速記録を最後に活動の跡は途絶える。昭和三十一年に参議院議長を退いてからも研究会への支援を続けた河井が、昭和三十五年に逝去したことも大きな要因だと思われるが、それから十余年の間に主要な構成員は全て世を去るのであつて、研究会の自然消滅はいわば時間の問題であつたと言えよう。速記録では岩田や山川が、研究会に残された時間の少ないことを慮り、審議の促進を図る箇所も散見されるが、最終的な研究会としての案を作成するには至らなかった。しかし、そうであるが故になおさら、そこに至る過程で速記録に遺された各会員の提案や発言、提供された諸史料は、——金森徳次郎の著書の響に倣えば——もう一つの「憲法遺言」として、これを理解しうるのである¹⁸。

(3) 高柳・憲法調査会と憲法問題研究会

萍憲法研究会で主導的な役割を果たしたのは、【表一】から看取されるように、山川、牧野、高柳および小林の四名である。このうち高柳は、周知のごとく、昭和三十二年から内閣に設置された憲法調査会の会長として、約九年にわたる調査会の審議を指揮したが、ここで同調査会の活動と憲法問題研究会との関係に一言しておく必要がある。

当時の時代背景を確認すれば、前述した自由党・改進黨の憲法調査会の要綱案が発表（昭和二十九年九月～十一月）されたのち、保守合同を経て、自由民主党憲法調査会の「憲法改正の問題点」が公表され（昭和三十一年四月十八日）、また憲法調査会法が成立する時期に当たるが（昭和三十一年六月十一日）、この憲法調査会に対抗する形で¹⁹、昭和三十三年六月八日、大内兵衛、我妻栄、宮沢俊義ら学識経験者八名の呼びかけにより——『世界』編集長の吉野源三郎を中心に結成・運営された平和問題談話会²⁰を母体として²¹——主として護憲の立場から、憲法問題を議

論するための有志研究会、憲法問題研究会が結成された。

同研究会は、政治活動から距離を置いた純学問的な組織たることを自認し、政治的イデオロギーに彩られた「対抗の論理」ではなく（憲法問題研究会の立場からすれば、内閣の憲法調査会こそが、このようなイデオロギーに蔽われた機関だということになる）、学術的認識を旨とする「説得の論理」を標榜したが²²、研究会の結成趣旨からして、憲法調査会に対する「対抗の論理」たる一面を内在させていたことは否めない²³。ただし、この点に関して有志の立場が一致していたわけではなく、多少の紆余曲折を経たのち、①純粹に学問的な会とすること（月例会の開催²⁴）、しかし②啓蒙的活動は辞さないこと²⁵、を確認し合ったのであった²⁶。なお、有志研究会であるがゆえに、その検討内容の全てが公開されたわけではないが、雑誌『世界』等にその一部が掲載ないし紹介されている²⁷。

宮沢俊義は、「今の憲法を完全なものなどとおもったことはない。改正の余地は、いくらでもあると考えている。その意味で、私は、憲法改正そのものには、決して反対ではない」と述べつつも、憲法調査会が前述の自由民主党の憲法改正案と親和的な方向の憲法改正を目指すものであるとの理解から、「しかし、現在われわれの目の前で主張されているような方向の憲法改正には、反対である」として、憲法調査会に参加しない立場を表明するとともに²⁸、匿名の『ジュリスト』誌巻頭言で高柳および憲法調査会にやや感情的な非難を加えている²⁹。そして、ここで宮沢が反対の意思を表明した自由民主党の憲法改正案と、少なくとも世話人たる小林において³⁰「コンサバチブ」を自認していた月曜会・萍憲法研究会の検討の方向性とは、少なからぬ共通点を有していた。

憲法調査会副会長・自由民主党憲法調査会長の山崎巖が著した『現行憲法の問題点』（自由民主党、一九五七年）に依拠して一例を挙げれば、同党の憲法改正案は、象徴天皇の元首性や国事行為の内容については萍草案とほぼ同様であり、皇室財産規定（日本国憲法八条）の削除や家庭生活の尊重についても同様である。また、中小規模の産業の育成や技術文化の向上については、萍草案に関連規定は見られないが、研究会で披露された牧野案（およ

び自主憲法期成議員同盟の広瀬案）に類似しているし、その他、首相の任意の大臣罷免権の抑制、非常事態規定の新設、最高裁判事の国民審査規定の削除、および憲法改正国民投票についても、萍草案に類似した行き方をとっている。研究会の議事録上、宮沢の出席発言が明確に確認されるのは昭和二十九年二月八日の月曜会のみであるが、憲法調査会に対して、あるいは高柳や牧野に対して批判的な立場をとっていた宮沢が、活動の本拠を「旧貴族院勅選及学士会院議員の法学者会」からなる月曜会・萍憲法研究会にではなく、新たに結成されるべき憲法問題研究会に求めたのは、月曜会の会員構成や検討の方向性からしても理解しうるところである。

一方、高柳は、直ちに『ジュリスト』誌上で反論し、宮沢が憲法調査会の性格を「コーザル」に、即ち従来の経過に依拠して理解しているのに対して、自らは憲法調査会法の正文およびその精神を「テレオロジカル」に、すなわちいかに動かしてゆくべきか、という視点から捉えていると応えた³¹。高柳自身が認めるように、それは「政党的謀略にうとい学者的愚直³²」であつたかも知れない。しかし高柳は、期せずして憲法調査会長に互選された後は、憲法調査会の運営に強いリーダーシップを発揮し、とくに憲法成立の経過やその実際の運用に関する詳細な事実調査³³を行い、その上で改正の要否を事実と経験に即して検討するというプラグマティックな調査方針を堅持した。これは高柳の英米法的思考を背景とするものであるが、同じく報告書作成の方法（多数意見・少数意見の併記、国民への討議材料の提供）等も、高柳のリーダーシップに基づいている³⁴。これらの調査結果を集約し、極めて大部の報告書・付属文書を刊行した意義は、憲法政策についての立場の相違を離れて、率直に評価しなくてはなるまい。高柳自身も、改憲の要否をプラグマティックに考えるという立場から、一切の情緒的議論を排斥し、法律制度の改正で足りるか否か（憲法改正と憲法改革との区別）、運用に鑑みて改正の具体的必要があるか否か、将来の運用や「不文の原理」による問題解決は不可能かどうか、また憲法典の改正がもたらす実際的影響の如何等々、極めて問題志向的な考察により、多くの論点について改正の必要を認めなかったのである³⁵。

付言すれば、憲法調査会の審議の三段階³⁶——(a)新憲法制定の経過の検討、(b)新憲法運用の実際の検討、および(c)新憲法の逐条的検討、改正の要否に関する審議——は、まさしく、月曜会・萍憲法研究会の調査方針と大きく重なっており、月曜会における審議方針の策定にあたって、高柳の影響が大きかったことを示唆している。

Ⅲ 貴族院の「蔭の小委員会」

(1) 山川博士の意見書の衝撃

月曜会・萍憲法研究会において一貫して主導的な役割を果たした山川は、海軍省参事官を経て外務省条約局長および内閣法制局長官を務めた異色の経歴の持ち主であるが、昭和元年から昭和二十一年七月に至るまで貴族院議員を務め、また随行したロンドン軍縮会議に関する著書³⁷などで知られる。その山川の回想録「私の足跡」³⁸には、次のような記述がある。

昭和二十一年三月政府が憲法草案を貴族院で第一次発表したので、私は三月二十一日之に対する意見を起草し之を貴族院並に外務省の知友に配布した。貴族院議員山田三良博士はこれを見て是非とも院内に於てこれが研究会を開くべきことを主張された。未だ正式に貴族院に提出されたのでないので各派相談して各派より一、二名の代表者を出し非公式の委員会を決議し非公式に審議することに決し、委員長を徳川家正公、私は副委員長となり十数回会合して政府から示された憲法草案を審議した。或る程度の成案を得たが、非公式の会合のことであるから、これを条文化することはしなかったと思ふて居る〔同八十三頁〕。

同じく月曜会メンバーの山田博士との協働が、すでに貴族院の憲法審議より以前に由来することが確認できるが、ここに言う「意見」が、山川端夫「憲法草案二対スル管見」³⁹である。三月六日の憲法改正草案要綱を対象とするこの大部の意見書は、相当の波紋を生起した模様で、山田三良の提唱になる「非公式委員会」が貴族院に設置され、また後に憲法草案の枢密院審査の段階でも、同意意見書への言及が見られる（第五日目、小幡顧問官）。意見書の要点は、(a)立憲的元首としての天皇の代表権や名目的行政権の確保、(b)自衛権の確保（および戦争放棄という理想的マニフェストを憲法に掲げることの要否）、(c)非常事態規定の創設、(d)両院ともに全て直接公選議員で組織することの是非、(e)内閣の輔弼に基づく裁可権の創設、(f)秘密会・裁判官国民審査制の非実効性など、憲法草案要綱の全体に及び、また議院法（後に国会法）レベルの改正案をも含む、この時期にしては包括的かつ高度な内容であった。それゆえ、同意意見書を踏まえた貴族院の事前の非公式委員会の内容が注目されるが、従来この点に関する研究は見当たらず、わずかに佐藤達夫『日本国憲法誕生記』の一節に「憲法草案研究のための有志の集り」への言及があるのみで⁴⁰、それ以上の詳細は不明であった。

(2) 貴族院の有志研究会と両院間の折衝

この非公式委員会の日程表を示す資料と目されるのが、冒頭に「七月二日及三日稿」と書き込まれた、山川端夫関係文書2所収の文書である。これは非公式委員会（資料では「貴院調査会 憲法草案研究会」とある）のみならず、貴族院の有志研究会や両院の有志懇談会、さらには非公式委員会に設置された「小委員会」の日程を示すもので、これを基に事実関係を整理すると次のようになる。

【有志懇談会の背景】

五月十四日 山田博士主唱

五月三十一日 山田博士

自由党 植原

進歩党 斎藤 会見

社会党 片山

【貴族院有志研究会】

五月十六日 院内ニテ初会合

五月二十一日 議長官舎

松本学、佐々木博士、山田博士、

田所、入江、児島^{マサ}、飯田男、岩

倉公、金森、馬場恒吾、山川

二十八日

三十日 第一読会了

右小委員会 山田、南原、

飯田、山川

六月四日

【小委員会（山川委員長）】

【両院有志懇談会】

六月五日 午後

六月七日

六月十三日

六月十五日 一応終了

六月八日 貴院有志研究会終了

六月十日 貴院調査会

特別委員設置決定

【憲法草案研究会】

六月十五日

六月十七日

六月十九日

六月二十一日

六月二十五日

六月二十八日 第一読会終了

両小委員会報告承認

【参議院問題小委員会】

（六月十七日設置決定）

六月十八日

六月二十日

六月二十四日

六月二十六日

六月二十七日 報告承認

【第一条関係問題小委員会】

（六月十九日決定）

六月二十二日

六月二十一日^{マサ}

六月二十六日 報告承認

見られるように、山田博士の提唱になる貴族院有志研究会は、五月十六日の初会合の後、五回にわたる研究会を開催し、他面、衆議院側との有志懇談会を組織して、憲法議会を見据えた修正交渉を行っていた。実際、新聞紙上においても、「貴族院では山田三良、山川端夫両氏等を中心に憲法草案懇談会を組織し五月二十一日以来四回に互って懇談を重ねこの間政府ならびに衆議院側と三回懇談会を開き政府の憲法改正草案に対し検討して来たが、一応の結論に達したので十日の常任世話人理事会に報告し、本草案に対し貴族院として採るべき態度をはかった結果、憲法草案研究委員会を組織し、ここで最終的な結論を出すことに決定し、各派から三十二名の委員を

挙げた。なほ、委員会の第一回会合は十五日午前十時から院内で開かれる」旨が報じられ、貴族院の有志研究会（憲法草案懇談会）が山田・山川の主導になること、すでに六月十日までの段階で一応の結論に達していたこと、および貴族院の立場を最終的に決定するための憲法草案研究委員会を設置する予定であることが了解される。それでは、この貴族院有志研究会および両院有志懇談会での議論はどのようなものだったのであろうか。それを示す史料が山川端夫文書に遺されており、それが「憲法改正草案ニ対シ修正ヲ要スベキ個所」（六月四日受〇六月五日受）、および「両院有志懇談会に於て憲法改正草案の修正に関し問題となりし要点」（山田三良手控（六月十六日））である。前者が貴族院有志研究会の検討結果をまとめたもの、後者が、これを基に両院間で折衝した概要を示すもので、両者ともに、山川意見書「憲法草案ニ対スル管見」の影響を色濃く受けている。

「憲法改正草案ニ対シ修正ヲ要スベキ個所」

一、天皇ニ就テ

- 1 前文ヲ簡約ニスルト共ニ第一条ト併セテ修正シ天皇ハ国ノ元首ニシテ国民ト共ニ憲法ヲ改正スルコトトスルコト
- 2 法律ノ裁可、条約ノ批准、及官吏ノ任免ハ天皇ノ大權ニ保留スルコト
- 3 天皇ノ身体ノ不可侵ヲ規定スルコト

「両院有志懇談会に於て憲法改正草案の修正に関し問題となりし要点」（山田三良手控（六月十六日））

- (1) 前文を修正し簡明にすること
- (2) 第一条 天皇は国の元首であり国民統合の象徴であるとする
- (3) 第七条 一ニ裁可を、五六の認証を削除し、八に条約の批准を認むること

（第四条第二項ノ解釈）（「認証」ノ語

二、戦争ノ放棄ニ就テ

第九条第二項ヲ削除スルコト（表現）

三、国民ノ権利及義務ニ就テ

1 義務的規定ヲ加ヘルコト（納税ノ義務等）

2 自由権絶体ノ建前ヲ緩和シ公益及至良俗ニ依リ之ヲ制限シ得ルコトトスルコト（第十八条第十九条第二項等）

（第二十二條婚姻、第二十七條財産權、第三十條逮捕

四、国会ニ就テ

1 参議院ノ組織ニハ若干ノ指名議員（詮衡委員ノ詮衡ニ依ル）ヲ加ヘルコト

其ノ選挙法ハ間接選挙ヲ取ル等衆議院議員選挙法ト異ナラシムルコト

- (4) 第九条 第二項を削除すること
- (5) 第三章の始に「日本国民たるの要件は法律の定める所による」の一ヶ条を新設すること
- (6) 第三十七条の前に「すべて国民は法律の定める所により納税の義務を負担する」の一ヶ条を入れること
- (7) 第三十七条中「国権の最高機関であつて」を削除すること
- (8) 第三十九条を衆議院のみに関する規定とし次に「参議院は、参議院法の定める所によりこれを組織する」と規定すること
- (9) 第四十八条に会期を附すること

2 両議院ノ権限ニ就テハ予算案及条約ノ同意並ニ内閣総理大臣ノ指名ニ関シテハ草案通トシ、一般ノ法律案ニ付テハ衆議院ガ二年続ケテ可決シ参議院ガ否決シタル場合ニ於テ衆議院ガ三分ノ二ノ多数ニ依リ可決シタル時法律トナルコトトスルコト（之ニ関連シテ両議院協議会）

「特ニ皇室典範及参議院法ニ就テハ両議院ノ権限ヲ平等ナラシムルコト

五、内閣ニ就テ

国務大臣ノ任命ニハ国会ノ同意ヲ要シナイコトトスルコト

六、司法ニ就テ

最高裁判所ノ判事ノ任命ニハ参議院（国会）ノ同意ヲ

要スルコトトシ国民審査ノ法ハ行ハヌコトトスルコト（第七十八条但書削除）（第六十条弾劾裁判所）

七、財政ニ付テ

継続費ノ規定ヲオクコト

（予算不成立ノ時ノ処置）（第八十四条）

八、最高法規ニ付テ

第十章特ニ第九十三条ハ削除スルコト、少ク共其ノ表

現ヲ改ムルコト

(10) 第五十一条 資格に関する争訟を裁判所に一任することにする

(11) 第五十五条 「裁可を認めるときは第一項を削除し、第二項を左の如く修正すること

法律案について参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に法律の定める所により、両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは衆議院で次の会期に於て再びこれを可決したときは衆議院の議決をもつて国会の決議とする

(12) 第五十七条を第五十六条とし条約の締結に必要なる国会の承認については前条の規定を準用する
第五十六条を第五十七条とする

(13) 第五十八条 国務を「国政」に改む

(14) 第六十四条 「国会の同意により」を削除

(15) 第六十九条 「三」「七」を第七条に移すこと

(16) 第七十五条 第二項を「最高裁判所の裁判官の任命

については国会の承認を要する」と改め第三項第四項を削除すること

(17) 第七十八条但書を「政治犯罪」のみとすること

(18) 第八十四条を修正すること

(19) 第九十二条「国民の名で」を改めること

(20) 第九十三条の文句を修正すること

対照表から看取されるように、伝統的な立憲的元首としての君主権能（法律の裁可、条約の批准、官吏の任免）、武力の不保持規定の削除（戦争放棄の理念を保持した上での自衛力の保持）、納税義務規定の新設、独自の参議院組織法の要請、イギリス流の下院優越規定の新設、最高裁判官国民審査制度の削除、裁判の絶対的公開要件の限定、および「永遠にわたる不可侵の権利」規定の修正など、有志研究会の検討結果が両院有志懇談会でも概ね了承された事項は——多少の修正はあるが——すべて山川意見書に淵源するものである⁴¹。

他方、有志研究会の成果で衆議院側の同意を得られなかったのは、天皇の神聖不可侵規定、自由権絶対の原則の修正、皇室典範・参議院法の場合のみ衆議院優越原則の例外とする取扱い、および継続費や予算不成立時の規定などであり、少なくとも「憲法草案ニ対スル管見」に直接由来するものではない。その他、国権の最高機関規定の削除や、常会の会期の憲法上の法定、資格争訟裁判の裁判所への一任など、両院間折衝を経て新たな合意点

が浮上したことが興味を惹くが、いずれによ、最終的な貴族院の態度は調査会の憲法草案研究会（非公式委員会）に委ねることとされ、三十余名から成る委員会が組織されたのである。

(3) 非公式委員会における審議と山川小委員会

この非公式委員会の目的・内容に付いては、従来殆ど言及されることがなかったが、当時の報道にはわずかに同委員会をめぐる経緯が伝えられている。いわく、「貴族院は憲法改正案にたいし相当の修正点を持つてゐるが、これが取扱ひに関し慎重な態度をとり衆議院より回付される原案にたいし再修正を極力さけ両院対立の結果両院協議会を開くやうな事態を未然に防止する方針である、これがため衆院の審議にできるだけ貴院の意向を織り込む必要があると（一）かねてより宮沢俊義、佐々木惣一（二）南原繁ら卅数氏が憲法草案研究会で廿八日までにとめた天皇と国会関係を中心とする修正意見を廿九日衆議院の各党に伝達、その善処方を要請した、現在のところ貴衆両院対立の恐れある点は参議院関係の点である」と（昭和二十一年六月三十日読売新聞朝刊記事）。そこには貴族院側の改正要望点がいくつか列挙されているが、詳細は不明であつた。この点、昭和二十八年十月十九日の月曜会における山川の発言が興味深い。

実はこの前貴族院時代に特別の委員会ができてね、それであそこで研究したものの書類が幸い今まで取つてある。（三）私の意見を書いたやつ「山川意見書」「憲法草案二対スル管見」を山田「三良」君が当時読みまして、やっぱりこれは貴族院で研究する必要があるというので、それで貴族院で先生の発議によつて委員会を作つて研究をやり出した。その時の委員が大部分が多くなつておりますが、各派からみんな集まつて大分多くの人が出て研究したのですが、委員を書いてあるけれども⁴²全部は通じては出ないのだ。そのうちの一部です。それ

で更に小委員会（参議院問題小委員会および第一条関係小委員会）というようなものを作つていろいろ研究しましたが、その小委員会の結果は書物にして貴族院に出したのです。もう忘れましたが、当時私は貴族院の研究会にいたものですから、その関係から私を委員長ということになつてそれでやったのです。その時にいろいろなことを出した研究会の研究した結果を御覧になるといふ思うのですがね。これは貴族院で出したわけです。今はどうなつてるか知らんけれども、この研究の結果を書くについても古島君や何かはこれは貴族院でやるのみならず衆議院にも出すのだから、衆議院にこういう書いたものを出しては衆議院のほうで、「君に対して具合が悪いから書くのは止せ。」という意見があつて、山田君はむしろ何か書いたものを衆議院に見せたいと、こういう話もあつたのです。

有志研究会と憲法草案研究委員会（非公式委員会）との関係はやや明瞭を欠くが、前出の山川の回想録「私の足跡」の記述と併せ読むとき、山川が憲法草案研究委員会の副委員長を務めたこと、また同委員会に設置された小委員会の委員長を務めていること、が了解されよう。そして、ここにいる「小委員会の結果」を示した「書物」が、(a)「第一条関係小委員会第一次報告（昭和二十一年六月二十六日 山川委員長）」、(b)「第一条関係小委員会第一次報告中訂正（山川委員長）」および(c)「参議院問題小委員会第一次報告（昭和二十一年六月二十七日 山川委員長）」である（いずれも山川端夫関係文書²所収）。

これらの小委員会報告は六月二十八日の憲法草案研究会で承認されたが、その際、小委員会の報告に加えられた委員会の修正や、小委員会に付託された事項（第一条（天皇）および参議院問題）以外の修正案をも取り込んで、副委員長の山川の手により、憲法草案研究委員会の検討結果が取りまとめられ（d）「憲法改正草案の問題タルベキ箇所 憲法草案研究委員会（昭和二十一年六月二十八日、山川委員長）」さらに、その検討結果に関する説明書も同日

に作成されている(c)「憲法草案研究委員会報告ニ関スル若干ノ説明(昭和二十二年六月二十八日、山川委員)」。

報告書および委員会審議で重点が置かれたのは、報道通り、第一条・第七条(天皇制度)に関する問題と、第四章(参議院制度・両院関係)に関わる問題であった。(d)・(e)に依拠してその内容を少しく検討すると、まず前者については、天皇に対して伝統的な立憲的元首としての地位を与えようとするもので、前文および第一条にその旨を明示するほか、具体的には第七条に憲法改正・法律の裁可権や、国務大臣等の任免権、全権委任状・信任状の裁可権、恩赦権や条約の批准権等を明記した点に特徴をもつ。もちろん、これらはすべて内閣の助言・承認のもとに、内閣の責任において行われるもので、天皇は儀礼的権能をもつに過ぎず、バジョットのいう「尊嚴的部分」としての機能を天皇に認め、これにより権威原理と権力原理とを分かとうとするものに他ならない。全権委任状等についてはまた、信任状の発給主体と信任状を帶有する外国使臣の接受者とは一致するのが国際慣例であるところ、憲法草案は全権委任状などの発給主体を内閣とし、これを天皇が「認証」するという異例の形式を採っており、その整合性を回復しようとする意図も存した。この点、(e)の説明書は、第一条・第七条に関して次のように述べている。

前文及第一条ノ修正ハ我国ノ歴史伝統及国民ノ感情ヲ如実ニ顯ハサントスルノ趣意ニシテ此ノ現実ヲ基礎トシテコソ憲法ハ初メテ国民ノ血トナリ肉トナリテ国民ノ心裏ニ活キノ悠久性ト実行性トヲ確保スルヲ得ベシ修正ノ要旨ハ天皇ガ国民ノ元首トシテ国民ト共ニ在ルノ事実ヲ明定シ以テ第七条ノ修正ト相俟ツテ天皇ガ我国ノ代表者タルノ体制ヲ整ヘ内外ノ向フ所ヲ明カニセントスルニ外ナラズ〔…〕

同条〔第七条〕第一号ニ於テ裁可ヲ認ムル以上不裁可モ当然之ニ伴フベキヲ以テ天皇ノ権限ヲ不当ニ拡大スルノ結果ヲ生ズルニアラズヤトノ疑惑少ナカラザルガ如シ然レドモ天皇ガ国務ヲ行フニ付テハ草案第三条及第

七条本文ニ明カニ規定スルガ如ク總テ内閣ノ助言ト承認トニ依ルベキモノニシテ天皇ハ任意ニ又ハ内閣ノ意思ニ反シテ国務ヲ行フベキモノニアラズ換言スレバ天皇ハ所謂法律上ニモ事実上ニモ内閣ノ助言ト承認ナクンバ裁可ヲモ不裁可ヲモ行ハレザルコトヲ定メタルモノナリ此点ハ第七条第五号第六号及第八号ニ対スル修正ニ付テモ亦同様ナリ不裁可ニ関シテ危惧ヲ抱ク論者ハ此草案ノ規定ヲ顧ミズシテ不裁可ノ場合ハ天皇ガ任意ニ之ヲ行フヲ得ベキコトヲ予想シテ立論スルモノノ如シ所論失当ナリト認メラル

後者については、小委員会段階では具体的な組織構成案を備え、全国より間接選挙で選出される第一種議員、および参議院で選挙される第二種議員とから構成される旨、およびその具体的選出方法が提示されていたが(c)「参議院問題小委員会第一次報告」、直接公選制の要求が参議院には及ばないものとしつつ、具体的な組織法を参議院法に委ねる点が特徴的である。先に見たように、これは両院有志懇談会の要点(8)を踏襲したものであるが、その他、憲法改正・皇室典範・参議院法については両院の権限を完全対等型にすること、イギリス・モデルの下院優越規定を設けること⁴³、条約に関する衆議院優越規定の取り扱い方、議員の資格争訟を裁判所の管轄とすること、および「国権の最高機関」規定の削除など、国会の章はほぼ両院有志懇談会の成果を踏まえており、「第二章戦争の放棄」「第三章国民の権利及び義務」の諸条項、「第六章司法」の国民審査規定の削除などなど、小委員会に付託されなかった他の諸問題についても概ね同様である。末尾に(a)～(e)を参考資料として翻刻したので、より詳しくはそちらを参照されたいが、憲法草案研究委員会報告の説明書(c)自体、三月二十一日の山川意見書「憲法草案ニ対スル管見」を取り込んだものであることに注意を促しておこう。

(4) 議長官舎における対GHQ交渉

これらの意見書・報告書も一つの契機となったのであろう、古島一雄らが危惧したように、山川は翌月に公職追放となり、憲法改正作業の表舞台から姿を消すことになる。山川自身はその後憲法改正問題に取り組み、「第七条中全権委任状信任状条約批准ノ細目ニ関スル追加説明」（七月二十三日稿）や憲法草案全体に関する修正構想（九月三日稿）を起案したが、これらが憲法制定作業に直接の影響を与えた史料は、現在のところ見出されない。しかし、山川意見書に端を発した貴族院の取り組みは、大公使の任命権、条約の批准権、恩赦権および家族制度の尊重に関する限り、山田三良・高柳賢三・高木八尺らによるGHQとの私的懇談会を通じて、具体的な条文改正案として結実することになる。この私的懇談会につき、昭和三十年四月四日の月曜会速記録には次のような記述がある。

小林 そうく、この四つの点（大公使の任命権、条約の批准権、恩赦権および家族制度の尊重）についてともかくアメリカと交渉しようというわけで、有志の会合があつたわけなんです。徳川家正さんの名前でアメリカのホイットニー、ケーデスその他⁴⁴を議長官舎に呼びましていろいろの話をしておつた。そのときに丁度向うから（シヴィリアン条項挿入の要請が）来たから、それを併せて考えることにしたわけですよ⁴⁵。之は蔭のものです。橋本委員会（貴族院憲法改正案特別委員小委員会）は前文と第十五条、（第四十三条）第六十六条（）第七十九条IIIV項を検討するためにやつたんでしたね……。

牧野 シビリヤンというのは四、五人でやつたんですよ。「文民人」とかいう言葉を使った。「文民人」という「人」は要らん。「文民」だけでいいと、こう言つた。

すなわち高柳・山田らは、シヴィリアン条項挿入問題が貴族院で顕在化（昭和二十一年九月末）する以前から、条約の批准権や大公使の任命権をめぐる総司令部側と私的な折衝を行つてきており、小委員会の『筆記要旨』でも、「高柳君ト先方トノ私的談合」への言及（第一回、九月二十八日）や、「殊二本憲法ハ一旦成立スレバ之ヲ改正スルコトハ非常ニ困難ナコトデアルカラ、是非此ノ際修正シタイ。最初ハ第一章ハ一字一句モ動カセナイトノコトダツタガ、其ノ後議長官舎ニ於テ議長等ト先方ト色々話シ合ヒ又其ノ後高柳委員ガ三度先方ト会ツタ結果、サウ云フ事情ナラバ修正シテモ宜イト云フコトデアッタ」（山田三良発言、第三回、十月一日）との発言が認められる⁴⁶。

そうして成立した具体的な改正案は、改正草案第七条五号を「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免を認証すること（大公使・全権委員を認証の対象から除外）」、七条六号を「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を（「認証すること」ではなく）行ふこと」、七条八号を「国会の承認により内閣が締結した条約を批准し（批准書の認証ではなく）及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること」と改め、七条九号に「内閣の指名に基いて大使、公使及び全権委員を任命すること」を追加するといふものであつた⁴⁷。これは高柳がGHQ側と交渉して英文・日本文の双方について合意した案文であり、山田はその趣旨を、(a)条約の批准権（七条八号）については、内閣の助言と承認に基づくものである以上、天皇の政治的権力を増すものではなく、逆に、総理が批准することおよび君主がありながら君主が批准しないことの二つは世界に例がないこと、および(b)大公使・全権委員の任命権（七条九号）については、対外関係の観点から、外国の大公使・全権委員の接受者である天皇が、日本の大公使等を任命すべきこと、に求めている。こうすると、第五号で残つた國務大臣等の任命の認証と平仄が合わないことになるが、これは国内問題にとどまることから、最小限度の修正にとどめるべく存置させている。

ホイットニーはこれらの修正点に同意し（家族制度の尊重についてはIVで後述）、山田の述懐に依ればホイットニ

「自身が憲法改正案の原案まで作成するに至ったが（昭和二十九年二月八日の月曜会速記録）、それに引き続いていく、

「…」それを総理大臣のところに言いに行つた。ところが金森君がそれを見まして、これは大変だ、こんなのができては俺が三カ月間かかって作つて、一字一句も変えられないと言つたのは矛盾になる。今からそんなことになつては辞職だと言つた。それに賛成したのが幣原です。幣原は憲法改正はすべて金森君に任せたとやつておつた。その金森が反対なら僕は金森に賛成する。若し金森が辞めるなら俺も辞めると言つたので、吉田総理はすつかり参つてしまった。ホイットニーは改正してもいいということであつたが、反対に政府がいけないということ、それでおじゃんになつてしまった。そのあとでホイットニーに会つたときには、政府は少しどうも臆病であるから残念だということで、向うから惜しいことでしたと私に言つた。それでまあ私もこれほどきてしまつた以上は仕方がありません、併し今になつて内閣がだめというので私も残念ですということで別れました。そういう歴史もありますね。

この点、たとえ外交形式を整えるための修正とはいえ、天皇の権力を増加させるかのような誤解を与えうる修正には、小委員会内部でも異論が強く（宮沢、浅井、霜山、松本学、田所、下條ら）、また実際、同改正案は吉田総理の同意を得たものの、金森國務大臣がこれに反対の意思を示し、また衆議院を通る見込みも「当ツテ見テ反対サレルナラバ修正ガ通ラヌデモ構ハヌ」（山田三良発言、小委員会『筆記要旨』第四日目）という程度のものであつた。それゆえ、小委員会の参考報告として同問題を検討した特別委員会でも、主として①天皇権力を増大させるという印象を与えかねないという懸念から、また②政府側が反対であることも要因となつて、修正に必要な三分の二

の多数を得られなかつたのである。

(5) 立憲的元首としての慣行

月曜会・萍憲法研究会や、自民党の憲法改正案をはじめ、独立後のわが国の改正論議の一つは、まさしくこの天皇の元首的品格をめぐるものであつたが、この点、すでに昭和二十八年十二月二十一日の月曜会の席上で佐藤功が指摘していたプラグマティックな議論が説得力をもつ。

「…」それでこれは私は結局天皇を通常の立憲君主国における君主であると考え、そして現在の日本国を通常の立憲君主国であると考えらるならば、今の議論が非常におかしいということは確かだと思います。ですから若しも明治憲法の天皇やイギリスのキングのような通常の立憲君主国にしようというならば、今言つたような点を改めるということは、これは当然のことだと思ひますが、ただそれを通常の立憲君主に高めるといふそのことが一番の問題じゃないかと思うわけでございます。これは改めて申上げることもないと思ひますけれども、私としては現在の象徴天皇制というのが一応安定をしておりますし、これを又動かそうとすることは却つて逆効果が出て来るのじゃないかというふうに考えております。

憲法改正案特別委員小委員会でも宮沢俊義が「新憲法ノ儘デモ國際法デハ始終新例ガ出来テ居ルカラ一寸モ支障ハナイ」（『筆記要旨』第三目）と指摘していたが、実際、吉田首相の方針もあつて、アメリカ側とも打ち合わせた上で、信任状等では天皇が対外的代表者であるような形式を採用することとなつた。佐藤達夫が述懐するように、批准書については「文章の書き方を非常に苦勞して」認証を批准のように見せており（昭和三十三年四月十四

日萍憲法研究会)、大公使・全権委員の信任状等についても、「普通あの認証と申しますと、例えばあの上級の公務員の任命の認証という場合ですと、任命するのは内閣総理大臣で、内閣総理大臣の署名のところが、初めに来まして、そしてあとで天皇の認証があるわけなんです。国務大臣の署名なんか見ますと、それが認証だと思わんです。正しいと思う。ところが信任状の場合は天皇のほうが先に来ているので、そして内閣総理大臣はあとのほうに来ている⁴⁸⁾」(昭和二十九年十月十八日月曜会)。このように、国際慣行との相違を埋めるべく、信任状や批准書等の全体の構成において、全権委任状・信任状・批准書等とそれに対する認証という二つの要素を不分明にすることによって、対外的には恰も天皇が発給者であるかの運用がなされたのであり、このような「憲法七条の運用として」(の)天皇の対外代表権を肯定する慣行……(通例の意味での立憲的元首としての復権)⁴⁹⁾を前提とした場合、憲法典の改正にまで踏み込んでこの慣行を改めるだけの実際の意義に乏しい。憲法調査会長の高柳が最後に到達したのも、このようなプラグマティックな結論であった。

IV 自由法論の残影

(1) 新派刑法学の旗手・牧野英一と萍憲法研究会

いわゆる新派刑法学を牽引した牧野英一⁵⁰⁾は、犯罪論については主観主義を、刑罰論においては教育刑を、本家本元のF・リスト(Franz Eduard von Listz, 1851-1919)を超えて貫徹させた刑法学者として知られるが(応報刑・客観主義ではなく、目的刑・主観主義)、その背後には、穂積陳重を介して摂取した進化論の思想の存在も指摘されるところで、自由法論を刑法学に導入し、「解釈は無限なり」と主張して、罪刑法定主義の解消をも示唆した。

また刑法学のみならず憲法学・民法学・法理学にも関心をもち、月曜会の席上でも「我々憲法学者が先に立つて(天皇をロボット視してはならない)」と宮沢俊義に忠告したことを披露するなど(傍点稿者、昭和二十八年十二月二十一日月曜会速記録)、憲法学者としての自負を垣間見せている⁵¹⁾。

しかし、貴族院の憲法審議において、牧野の主張は具体的な改正案としては殆ど結実しなかった。牧野自身、「学者議員の一人として、或は重宝がられもしたが、随分きらわれもした。これはわずかに一年間、しかし、甚しく忙しい一年であつた⁵²⁾」と回顧しているが、牧野の五十年來の研究に基づく主張の骨子は、「信義誠実の原則」を民法・刑法(教育刑論⁵³⁾・憲法(文化国思想)——信義誠実の原則の憲法面における具体化たる「文化国」の理念はコーラー(Joseph Kohler, 1849-1919)から学んだものであるという——に取り入れようとする点に存した。牧野いわく、「憲法改正案の審議において、貴族院議員として、かような方面の議論を展開した。国家机关の組織及び権限の方面のことはその向の人々に任せ、人権を實質的に充実せしめるための国家的機能を論じて、民法刑法の基本原理を憲法上にいかに指定するかを批判するのがわたくしの仕事であつた。かくして国家を、権力と技術と好意との三位一体において理解しようというのが、わたくしの憲法論の骨子となつていたのである⁵⁴⁾」(傍点稿者)と。

ここに言う文化国の理念は漠然としているが、牧野は日本国憲法前文から(a)社会的正義の原則、および(b)文化主義の原則が導かれると説き⁵⁵⁾、貴族院審議ではこの二つの原則を明確化するための修正意見を出したが、未定稿に終わったという⁵⁶⁾。この「未定稿」(前文修正案)については後述するが(IV(4)、この理念は具体的な条文解釈の指針としても援用され、例えば十九世紀の諸憲法が法治国思想(消極国家理念の意: 国家の役割は、個人の自由競争を公正ならしめる点に限られる)に立脚するのに対して、二十世紀の憲法は文化国思想(積極国家理念の意: 国家は社会公共の福祉のために積極的に行動しなくてはならない)に立脚すべきものとされ⁵⁷⁾、具体的には、自由主義(所

有権および契約の自由）に起因する社会問題の発生に直面して、国家は法規をもつて社会的統制を行い、国民各自に生存権（物質的・精神的生活を保持・発展させる権利）を保障することが要求されるようになり⁵⁸、すなわち憲法二十五条二項は基本権拡充のための保護義務（作為義務）を国家に課しているという⁵⁹。

換言すれば、二十世紀の段階における「自然法の復活」を説いた牧野は、十九世紀の個人主義的自由主義（個人对国家の対立図式）に基づく実定法規範を、二十世紀的自然法の観点から「社会化・社会連帯化」すべき旨を説いたのであり（「法律の自然法的自由化⁶⁰」）、牧野の理解する自由法論の要諦は、「実定法は常に自然法に向つて刻々と動くものだ」との前提了解に存している（自由法論は二十世紀における「自然法の復活」であるとされる）⁶¹。かかる自然法への依拠がいかなる説得力を持ちうるのかは、改めて問われなければならないが、牧野はさらに進んで、個人の身分的制約からの解放（十九世紀の原理）を踏まえた上で、その国民が全体として統一を保持し、物質的・社会的・文化的・倫理的に発展することが求められていると説く（二十世紀における国民統合の理念）。このような統合こそ「国民の総意に基づく」べきものであつて（憲法第一条）、国家は賢明に技術化（民主的正統化）された法律を通して人間を包容し⁶²、人間は法律を通して国家に同化すべきものとされるのである。

基本権の享有・行使にいかなる公共性を読み込みうるかは難しい課題であるが⁶³、牧野は、好意（ないし道義）に藉口した公権力の発動を統御するシステムについては、「法律の技術化」による治者・被治者の自同性の確保（民主的に正統化された法律による国民の国家への同化）を語るのみで、独特の生存権理論に基づく公権力の肥大化に対しては極めてナイーヴな認識を示している。しかし、戦前の国家総動員法体制や、いわゆる新体制における統制主義・全体主義を、「法律の社会化」の名の下に自由法論の帰結として唱道し、その平時への拡充を主張した牧野の議論は⁶⁴、ある意味で一貫している。月曜会・萍憲法研究会においても、①人権享有の原則、②人権行使の原則と並んで、③人権保護の原則を説いた牧野は、人権は「単に侵さないということだけでなく国家が積極的に擁護

しなければならない」旨を高調し⁶⁵、「改正憲法に対する修正試案」（昭和二十一年）や「牧野英一博士意見書」（昭和三十一年）でも、同様の修正案を掲げている。牧野の憲法構想の特質と限界は、このような背景に照らして検討する必要がある。

(2) 萍憲法研究会をめぐる環——報徳運動

牧野と萍憲法研究会との関係については、さらに、報徳社・報徳運動という補助線を引く必要がある。すなわち、月曜会・萍憲法研究会速記録にも言及のある井上友一（一八七二—一九一九、明治・大正期の内務官僚）は、プロイセン改革の主導者シュタイン（Heinrich Friedrich Karl Reichsfreiherr vom und zum Stein, 1757-1831）に心酔した社会改良論者であり、『救済制度要義』（博文館、一九〇九年）の著者として社会福祉行政の先覚者として知られるとともに、明治期における地方自治研究・実践の中心的存在でもあった⁶⁶。井上も主導的に関与した貧民研究会（一九〇〇年九月結成）は、紆余曲折を経た後、一九〇八年から中央慈善協会として組織化され（内務官僚主導の民間慈善団体）、現在の社会福祉法人社会福祉協議会の源流となっている⁶⁷。

その井上は、また、地方自治の実践・研究の観点から、成績の良い地方組織の特徴であつた報徳運動に着目し、中央報徳会（内務省の外郭団体）の創設、および機関誌「斯民」の刊行の中心人物ともなっている。その際井上は、キリスト者・留岡幸助をして内務省囑託とし、この報徳社の研究を委嘱したが、これが発端となつて、留岡は二宮研究・報徳研究の大家にして中央報徳会の幹部となり、「洗礼を受けた二宮尊徳」（床次竹二郎）とさえ呼ばれたという⁶⁸。団藤重光によれば、この留岡に傾倒していたのが牧野英一である⁶⁹。実際牧野は、留岡が運営する北海道家庭学校（触法少年等の教育・保護施設）で講演を行い、その記録を『最後の一人の生存権』（警醒社、一九二五年）として公刊しているほか⁷⁰、その近郊には牧野英一林が遺されていたという。

また萍憲法研究会に参加した中川望は、井上友一の後継者の一人であり、中央報徳会の運営に関与しているほか、第五代の報徳社社長・河井弥八が主催した一木喜徳郎（先代社長）の追悼会でも、萍憲法研究会構成員の大谷正男、河井弥八、中川望、山田三良が追悼の辞を述べるなど⁷¹——参議院議長河井弥八のバックアップを受け、牧野が主導的な役割を果たした——萍憲法研究会は、報徳運動を背景とする社会改良政策と多面的に交錯している。大正デモクラシー期における社会政策・法理論の有様や、それを背景に萍憲法研究会で披瀝された憲法論議の意味を理解するためにも、この点を看過してはならないであろう。

(3)「家族生活の尊重」をめぐる

貴族院および萍憲法研究会における牧野の憲法論議のうち、文化国の理念と並んで特徴的なものに、「家族生活の尊重」がある。議長官舎における高柳らの対GHQ交渉で触れたように（Ⅲ(4)）、「家族生活の尊重」規定の追加修正はGHQも了解済みであり⁷²、これを承けて特別委員会、ついで本会議において修正案が提出されている。萍憲法研究会における牧野の述懐を見てみよう。

アメリカには、ファミリーというのがあるのだからね。これは途中で削ったのだね。あるですよ。明瞭に書いてある。これは小林君の幹旋で案を出した時の次の日なので。夕方案を出して僕が帰ると、次の朝十時に間に合うということになると異例ですね。これは、本会議の時に、なすべき手続をして直ちにこの手続は完了しているのだから、と言ったら、何を言っているのか、というようなことで、みんな悲しいことには無所属の学者議員が賛成しないんだ。第一は我妻さん自身が……。あれは意外でしたよ。我妻さんはそんな人じゃないのだね。しかし、当節の若い者は、まことに気が荒いね。

冒頭の部分は、マッカーサー草案第二十三条の冒頭に「家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス」（外務省訳）とあったのが、いわゆる三月二日案の作成過程で日本側により削除されたことを指している⁷³。牧野は、政府草案第二十四条が夫婦のみを対象とし、それ以外の家族一般を度外視している点を問題とし⁷⁴、すでに第一読会の質問演説からこの点を取り上げていた。同演説を敷衍したものが『新憲法と法律の社会化』（日本評論社、一九四八年）で、ここでも、自由法論を背景とする「解放の原理」と「統合の原理」とが対比されている（国家生活における両原理の対比についてはIV(1)を参照）。

すなわち、国家生活におけると同様、家庭生活においても——世界人權宣言が示すように⁷⁵——旧来の封建的諸制度からの個人の解放（個人の尊重と両性の本質的平等）と、その上での統合（家族生活の尊重）を図るべきであるとされ、換言すれば、家族生活の「解放を無視した統合」ではなく、「解放を予定しての統合」を理念とすべきであって⁷⁶、それゆえ問題の要点は、「家」から戸主権等の封建的な性質を取り除いた上で、これを現代生活の要求に適応するように再構成する点にある、とされたのである⁷⁷。「統合」の具体的内容としては夫婦間・親子間の協力扶助義務等が考えられており、すなわち臨時法制調査会・司法法制審議会で検討の進んでいた民法改正が念頭に置かれていたが⁷⁸、そのため牧野は、貴族院の憲法改正案特別委員小委員会および本会議の第二読会で、家族生活における「敬愛協力」を謳った前文修正案を提出するとともに、「改正憲法ニ対スル修正試案」（Ⅳ(4)・後掲参考資料(f)参照）において家族生活の保護条項の挿入を提案し（第二十三条の二⁷⁹）、そこに「婚姻の規定に先だつて、この『家』に関する原則規定を明かにする。新規定。この規定は単に修辭上のものに止まるものでなく、民法改正の上に、立法上の影響あるものと考へる」（傍点稿者）と注記したのであった⁸⁰。

貴族院の憲法審議において、「家族生活の尊重」規定挿入の提案は、金森大臣の反対にもかかわらず、賛成百

六十五票・反対百三十五票で過半数を得たが、憲法修正案の成立に必要な三分の二の多数を得られなかったため否決され、また「改正憲法ニ対スル修正試案」は、前文も含めて審議の対象にすらならなかった(IV(4)参照)。しかし、貴族院の民法応急措置法案の審議においては、家族生活における敬愛協力の精神を明らかにするよう求める牧野提出の附帯決議⁸¹が成立し、また臨時法制調査会でも牧野提出の「直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとする」という附帯希望決議が成立して、これらに基いて民法第七百三十条(「直系血族及び同居の親族は互に扶け合わなければならない」)が成立したのである。

ここでのポイントは、民法第七百三十条の定める「扶け合い」の義務が道義的規定たるにとどまり、夫婦間・親と未成年の子供の間存する「法律の意味の扶助協力義務」と区別された点である。すなわち我妻に依れば、改正民法が婚姻中心・親子中心の行き方を採ったのは、戸主権や家制度(さらに家督相続制度、長子特権、親の支配権、夫の優位など)によって平等・尊厳が歪められていたのを本来の姿に戻す、消極的な意味に留まるのであって(「家族生活の民主化の消極面」、その上での相互の尊重・敬愛協力という積極面は——旧来の家制度が民法典の中に存在したがゆえになおさら——民法典の規定ではなく教育に委ねるべきだとされる⁸²。ここでも「消極面」の規律は、もとより牧野にとつても異存はなく(牧野にいわゆる「解放の原理」、実際牧野も、臨時法制調査会・司法法制審議会における我妻・中川の立案作業(戸主権制度の廃止)を多とするとともに、いわゆる淳風美俗論(に含まれる封建的要素)を批判している⁸³。しかし、周囲は必ずしもそうは理解しなかった。例えば川島武宜は、民法第七百三十条が旧来の家族共同体・親族共同体をそのまま承認すべきことを暗示するものだ、と厳しく論難⁸⁴、牧野も「(いわゆる淳風美俗論者の)回顧的なものと(牧野の)展望的なものとが、重なり合つて、同じ態度に出ることになる点においては、同じ側の論者として見られたことになろう⁸⁵」と述懐している。

また我妻によれば、改正民法は対等な夫婦と未成年の子のみを親族共同体としているが、これは法律として規定すべき最小限のみを規定して、あとは社会の現実と親族間の人情・道徳に譲つたものであつて、親子間の協力・孝道のごとき、平等・尊厳を超えた「高次のもの」を法律に示すことは不適当であるとされる⁸⁶。しかし牧野は、この積極面についても——教育と並んで——法律が一定の役割を果たしうると考えていた。例えば牧野は、成人の子と老年の親との間にも、一定の場合に扶養義務が法的に存在することを主張し、その扶養義務の範囲を家庭裁判所が裁量判断するにあたって、民法七百三十条が参酌されるべきであるとする⁸⁷。解釈基準としてのこのような「間接的意義」こそが、牧野の言う法規の運用の「自由法的展開」にとつて重要なものであり⁸⁸、たしかに積極的な敬愛協力の任務につき、法律の理念規定(民法七百三十条)に多くを期待することは出来ないが、しかし全くの無力ではなく(解釈基準としての間接的意義をもち)、逆に憲法・民法が夫婦本位のものであるとの巷間に流布した誤解を避け⁸⁹、家族生活の上級の理念(家族生活における「統合の原理」)を示すことが出来ると考えたのである⁹⁰。

このように、牧野と我妻の分岐点は、(a)民法第七百三十条のような理念規定が解釈基準として果たす機能についての評価と、(b)旧来の家制度のドラステックな改革を貫徹する手法の如何という点に求められるのであり、多分に感情的な含みを持った対立の中で、牧野は本意ながら、旧来の家制度を墨守する淳風美俗論(家父長的な干渉主義)の支持者と見なされ、初々しい情熱を以て家族制度の改革に邁進する我妻らを前に、「当節の若い者は、まことに気が荒いね」と慨嘆することになる。ともあれ、牧野の主張を契機に、小林整理案(本文参考資料②)第二十四条、および萍草案第二十三条にも「家族生活の尊重」規定が設けられ、山川や有馬など、研究会の主導的メンバーは基本的にこれを支持している⁹¹。萍憲法研究会と憲法問題研究会の関係については先に見たが(II(3)、高見勝利が「記録を通してまず何よりも感ずることは、日本国憲法の擁護を語るその初々しさと熱っぽさである⁹²」と評した憲法問題研究会の、その中心的メンバーが、我妻栄その人であった。山田三良や高柳、山川らの

主張した天皇の対外的代表権をめぐる萍憲法研究会と憲法問題研究会との潜在的対立は、牧野の説く「家族生活の尊重」をめぐつても存在したわけである。

(4) 幻の憲法修正案

牧野が「社会的正義の原則」と「文化主義の原則」を明確化するために作成した「未定稿」(前文修正案)については先に触れたが(IV(1)、これは貴族院憲法改正案特別委員小委員会でその原型が提示されたのち『筆記要旨』第二目録)、加筆修正を加えたうえで十月三日の帝国憲法改正案特別委員会の参考資料として提出されたもので⁹³、「アレヲ闇カラ闇ニ葬ツテシマウノハ、大変残念」(三島通陽)であるとして、高柳らの修正案とともに、議事速記録の末尾に掲載されている⁹⁴。小委員会では前文の修正を牧野に一任していたが⁹⁵、「社会的正義や文化主義を宣言した」第三段目ノ牧野独自ノ案ヲ加ヘルコトハ困難デアラウ。原案ノ範圍内ニ於テ改善スル外時間ハナイ」(田所美治)、「英文ニ忠実ナラントスルナラ高柳案ヲ中心トスル外ナク、又今ソレ以外ノコトハ出来ナイ」(山田三良)との観点から、具体的な審議の対象とはならなかった⁹⁶。

しかし牧野は、実は、前文のみならず、憲法改正草案の全体にわたる修正案をも作成していた。特別委員会の席上でも、「是ハ牧野委員ガ実ニ連日連夜ノ勉強デ、十数箇条ニ互ツテノ修正案ヲ調べラレテ今日ハ御手許ニ渡ツテ居ルヤデアリマスガ(…)」(田所美治)との言及があり、また討論に入るに先立ち、安倍委員長から牧野の「修正試案」を速記録に掲載するか否かにつき委員会に諮られているが⁹⁷、萍憲法研究会の席上でも次のような発言が認められる⁹⁸。

小野寺 それから、私聞くところによると牧野先生せつかくこれ「改正憲法ニ対スル修正試案」を書いたやつ

を向うで許さなかったと、こういうのじゃないですか。

小林 許さなかったというのはどのことだからぬけれども、いろいろ持つていてもなかなか取り上げなかったのです。この表向きの話はこういうように「憲法審議は日本側の自由な審議に委ねられているように」しておいて、実際はこつちの言うことなんか何にも聞かなかったのです。

小野寺 それは確かですね。そういうところからアメリカ憲法だと言われるわけですかね。表面は自由に審議するとか、国会の審議が大事だと言ったけれども、一つも取り上げてくれないのだから。

山川 牧野博士の修正案というのですね。前に議会で御提出になったものの写しをいただいて、大体ずつと今ちよつと拝見したところでは大へんよくできていると私は思う。いろいろなことはあとでまた審議する時に意見を載せることもあります、大へんよくできているというふうに私は見ております。

牧野 これは小林君のおかげで残っているのですよ。小林君にこれは非常に感謝しております。

この牧野修正案は、前述のように貴族院特別委員会における審査の参考資料として提出された模様であるが⁹⁹、速記録に添付する旨の委員会了解が行われたにも拘らず、前文以外について関連の記述は見当たらない(「家族生活の尊重」についてはIV(3)を参照)。しかし、昭和三十年十二月五日の月曜会速記録に依れば、かつて小林次郎が作成した牧野試案を、さらにコピーして研究会構成員に配付した模様で、後の萍憲法研究会でも次のような発言が認められる¹⁰⁰。

牧野 もうすこし刑法、民法は、今の憲法は民法、刑法のやはり基本原則を憲法に定めておかなければいかぬので、それで憲法に何かもう少し加えたらどうかということを考えておりますけれども、「…」それで憲法

の書き直し、私だけの修正案というものを出して、小林君の特別の御尽力である程度の刷物をもらったのですが、それを一つ希望するだけです。「…」きょうは小林君の骨折つて下さった刷物を机の上に出したけれども忘れたらしい、今見ましたら忘れております。あなたはガリ版刷りでやって下さった。家のどこかに、本がたくさんありますのでその中にはさんであるに違いありませんが。活版に刷ったのをけさ出したのですがこの中に入っておりませんが、そのことを新しい憲法ではもう少し詮議していただきたい、こう私は思うのですがね。

牧野が貴族院で個別的に提出した修正案は、「民法に三つ、刑法で一つ」、すなわち国家の無過失賠償責任の導入、経済上の企業の保護、家族生活の尊重、および改善刑・目的刑の導入であるが¹⁰¹、「改正憲法二対スル修正試案」からは、牧野がより広範な修正案を構想していたことが了解される。すなわち第一に、天皇制度に関して、天皇・摂政の刑事無答責（四条二項、五条二項）を定めるとともに、伝統的な立憲的元首としての諸権能（法律等の裁可権、対外的代表権、恩赦権、条約批准権）を天皇に帰属させ（第七条、第七十三条）、また第二に、基本権に関しては、「国家对個人」という対立図式からの脱却（「国民の国家への統合」の理念¹⁰²、第十三条）、独特の中流階級の保護規定（第十四条四項）、「宗派教育」の禁止と「宗教教育」の容認（第二十条三項）、社会政策・公衆衛生を目的とする法律による統制を要請している点（第二十五条二項）等が注目される。また第三に、「その向の人々に任せ」ていた統治組織についても、参議院への間接公選制および任命議員制（学識経験者等）の導入、および衆議院の再議決要件の加重（五十九条二項）など、極めて広範な修正案を構想していたのである¹⁰³。

これらの修正構想は、後の研究会席上の議論や、「牧野博士意見書」等にも受け継がれ、萍憲法研究会の憲法論議の一つの基層をなしており、同研究会における憲法論議の意味を理解するためには、この点を看過してはならないであろう。

おわりに

以上、萍憲法研究会文書の発見の経緯から、同研究会の組織・運営上の特徴、および、同研究会の憲法論議の主なる二、三の点を、その主導者と目される高柳、山川、牧野の憲法構想に着目しつつ検討してきた。後年の憲法調査会における——イギリス王立委員会に着想を得た——事実発見調査（facts-finding）の成果を踏まえて、いかに高柳が自らの見解を改めてゆくのか、貴族院における憲法の非公式審議に際して山川がいかに主導的な役割を果たし、後の貴族院における憲法草案審議をリードしたか、また殆ど報われることのなかった牧野の憲法構想がいかなる内実を持っていたのか、本稿ではその輪郭を描き出すことを試みた。しかし、月曜会・萍憲法研究会の世話人を務めた小林次郎がいかなる憲法構想をもち、どのような指針に基づいて研究会を組織・運用したのかについては、未だ立ち入った検討を行っておらず、またそのためには萍草案の詳細な分析を欠かすことが出来ないのであろう。

稿者の見るところ萍草案は、月曜会の研究成果を示すものというよりは、小林次郎の試案と理解すべきもので、実際、中途の小林整理案に基づく検討過程で合意された諸見解が同草案に反映されていないケースも散見され、他方で、その受容を容易ならしめるために、萍草案は整理案段階よりも日本国憲法の規定に寄り添った内容となっている。月曜会・萍憲法研究会の速記録には欠落部分があり、また研究会の終焉の有様についても不明である現在、資料的制約もあって、萍草案の作成・検討を含む研究会の理論的営為の全容を解明することは、なお将来の課題であり、また萍草案のみを独立させて検討しても、それが小林試案の性格を持つ以上、月曜会・萍憲法研

研究会としての憲法論議の全容を解明したことはないであらう。そのためには、同時代の憲法運用の實際を踏まえ、また遺された速記録とも読み合せて上で慎重に検討する必要がある、本書が先行して刊行される理由はここに存する。Ⅰ(1)で触れた研究会では、主に萍草案の分析を中心とする検討作業が本格化しており、本書と相まって、初期日本国憲法の運用史の立体的な把握が可能となることを期待している。

近年、内外の公開資料を用いた制憲史研究が活性化し、憲法附属法制を含む憲法体制全体の成立史の研究成果が陸續と公刊されている。しかし、萍憲法研究会速記録は、貴族院での憲法審議の参加者が、当面非公開の故に率直な意見交換を行い、現行憲法の運用実態を踏まえた批判的考察を行った上で、未定稿ながら数種の具体的な憲法改正案まで作成している点で、史料発掘の進んだ現在でも独自の地位を占めている。また、同研究会で検討された論点は、従来のわが国で憲法典の改正が行われなかったこともあって、古典的ではあるが現在でもアクチュアルな憲政課題を多く含んでいる(例、参議院制度改革¹⁰⁶)。たしかに内閣の憲法調査会より遥かに小規模であったが、同様の三段階審査に先駆けて取り組み(Ⅱ(3)参照)、わが国の憲政システムの創設事情を語り遺そうとしたことには——言葉の真の意味における『保守』が消えてゆく危うさ¹⁰⁶」(樋口陽一)の中であればこそ——憲法政策についての立場の相違を離れて、重要な意義が認められよう。

*本書の校訂および解題の執筆は、すべて在外研究中に行つたため、参照しうる邦語文献が極めて限られた。この点につき、各位の寛恕を請う次第である。

参考資料(a)「第一条関係小委員会第一次報告」

昭和二十一年六月二十六日 山川委員長

第一、本小委員会ニ於テハ左ノ通り前文及第一条其他ニ修正ヲ加フベシトノ意見多数ナリト認メラル

一、前文ノ冒頭ノ「日本国民」ヲ「天皇ヲ元首(又ハ首長)トスル日本国民」ト改ムルコト

二、第一条中「天皇ハ日本国ノ象徴デアリ」ヲ「天皇ハ日本国ノ元首(又ハ首長)デアリ」ニ改ムルコト

三、第二条ノ次ニ左ノ趣旨ノ一条ヲ追加スルコト

第 条 天皇ノ身体ハ犯スコトガ出来ナイ

四、第四条第二項ヲ削除スルコト¹⁰⁶

五、第七条中第一号第五号第六号及第七号ヲ左ノ通り改ムルコト

一、憲法改正、法律、政令及ヒ条約ヲ裁可公布スルコト

五、国務大臣及ヒ法律ノ定メルソノ他ノ官吏ヲ任免スルコト

並ニ全権委任状及ビ大使及ビ公使ノ信任状ヲ裁可スルコト

六、大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ免除及ビ復権ヲ裁可スルコト

七、批准書及ビ法律ノ定メルソノ他ノ外交文書ヲ裁可スルコト¹⁰⁷

六、右ニ伴フテ第四章国会及第五章内閣ノ章□□ニ自然改正ヲ加フルヲ要スル所、国会及内閣ノ権限ハ出来得ル草案ノ立前ヲ変更セザルノ方針ヲ以テ第七条改正ノ趣意ニ適合スル様改正ヲ加フベキコト此方針ニ基キ假リニ修正スベキ箇所及字句ヲ例示スレバ左ノ通りトナルベシ尤モ茲ニ上ゲタル点ハ例示ニ過ギザルヲ以テ修正ノ箇所及用語ニ付テハ更ニ検討ヲ要スベシ

① 第五十五条第一項末文ノ「両議院デ可決シタトキ法律トナル」ヲ「両議院デ可決シタトキ確定スル」ニ

改ムルコト

- ロ 同条第二項末文「法律トナル」ヲ「衆議院ノ議決ヲ国会ノ議決トスル」ニ改ムルコト
- ハ 第六十四条第一項中「國務大臣ヲ任命スル」ヲ改ムルコト（注意 本項ニ付テハ國務大臣ノ任命ニ関シテ議論アルヲ以テ茲ニハ修正案ヲ上グルコトヲ避ケタリ）
- ニ 第六十四条第二項「國務大臣ヲ罷免スルコトガデキル」ヲ「國務大臣ヲ罷免スル手續ヲ執ルコトガデキル」ニ改ムルコト
- ホ 第六十九条第三号「条約ヲ締結スルコト但シ事前ニ」ヲ「条約締結ノ事務ヲ掌理スルコト但シ条約案ハ事前ニ」ト改ムルコト¹⁰⁸
- ヘ 第六十九条第六号「政令ヲ制定スルコト」ヲ「必要ナル政令案ヲ決定スルコト」ニ改ムルコト
- ト 第六十九条第七号「復権ヲ決定スルコト」ヲ「復権ヲ発案スルコト」ニ改ムルコト
- チ 第七十条「スベテ主任ノ」云々以下ヲ「スベテ内閣総理大臣及ビ主任ノ國務大臣ノ副署ヲ必要トスル」ニ改ムルコト

第二、本小委員会ニ於テハ尚左ノ意見アリタリ

- 一、前文ヲ簡潔ニ書キ改ムベシトノ提議、又ハ少クトモ行文ヲ日本式ニ改ムベシトノ提議アリタリ
- 二、一委員ヨリ主権ノ所在ヲ明確ニ規定スベシトノ提議アリタリ

参考資料(b)「第一条關係小委員会第一次報告中訂正」

山川委員長

第一次報告中第一、六ノホヲ左ノ通り訂正ス

- ホ 第七条改正ノ趣意ニ副フ為第六十九条第三号ヲ改正スルニ付テ左ノ甲乙両案ヲ得タリ

甲案

三、条約ヲ締結スルコト但シ条約ハ批准ニ先チ国会ノ承認ヲ經ルコトヲ必要トスル

乙案

三、条約ヲ締結スルコト但シ通商条約、国家ニ負担ヲ負ハシメ又ハ国民各自ニ義務ヲ課スル条約並ニ領土ニ変更ヲ生ズベキ条約ハ批准ニ先チ国会ノ承認ヲ經ルコトヲ必要トスル

参考資料(c)「参議院問題小委員会第一次報告」

昭和二十一年六月二十七日 山川委員長

本小委員会ニ於ケル多数ノ意向ハ大体左ノ通り要約シ得ベシト認メラル

一、参議院ノ構成

(1) 参議院議員ノ選出方法

参議院ハ左ノ二種ノ選出議員ヲ以テ構成スルヲ適當ナリトス

- イ 全国ヨリ間接選挙ニ依リ選挙セラルル議員（仮リニ第一種議員ト称ス）

- ② 参議院ニ於テ選挙セラルル議員（仮リニ第二種議員ト称ス）¹⁰⁹
 (2) 参議院議員ノ定員

約三百名トシ内二分ノ一ハ第一種議員トシ残り半数ヲ第二種議員トス（第二種議員ヲ二分ノ一トスベキカ又ハ三分ノ一トスベキヤハ更ニ検討ヲ要ス¹¹⁰）

- (3) 全国ヨリスル間接選挙ノ方法

① 「都」道府県ヲ一選挙区トス

② 選挙人

① 「都」道府県會議員

② 市町村長

③ 各市町村ニ於テ人口又ハ衆議院議員選挙有権者人数ニ応ジテ全国民ヨリ選出シタル選挙人

選挙人ノ数ハ人口二千人又ハ有権者千人毎ニ一人ノ割合トス

注意、昭和二十一年五月十一日現在ニテ有権者総数三六、八三八、四九〇人ナルヲ以テ有権者千人毎

ニ一人ノ選挙人ヲ選出スルモノトセバ選挙人ノ数ハ一府県平均約八百人トナル

- (4) 参議院ニ於テ選挙セラルル議員ハ学識経験アル者ヨリ選挙スルノ趣意ニ依ルモ法文上ニ於テハ特ニ規定ヲ設ケズ

- (5) 参議院議員ノ被選資格

参議院議員ノ被選資格ハ年齢三十歳（又ハ三十五歳）以上トシ別ニ特定ノ制限ヲ設ケズ

- (6) 以上ノ要領ニ依リ草案第三十九条ハ衆議院ニ限ルコトニ改メ別ニ左ノ趣意ノ新条ヲ設ケテ参議院ノ組織ニ関スルコトヲ定ムルコト

第 二 条 参議院ハ参議院法ノ定ムル所ニ依リ全国民カラ間接選挙デ選挙サレタ議員及参議院デ選挙サレタ議員ヲ以テ之ヲ組織スル

二、参議院ノ権限

- (1) 少クとも憲法改正、皇室典範及ビ参議院法ニ関シテハ両院ノ権限ヲ対等トスルコトヲ明定スルコト

- (2) 法律ニ付テハ両院ノ議決一致セザル場合ニハ両院協議会ノ制度ヲ存置スルコト従ツテ第五十五条第二項ヲ左ノ通り改ムルコト

法律案に付テハ衆議院デ可決シ参議院デコレト異ナツタ議決ヲシタ場合ニ法律ノ定ムルコロニヨリ両議院ノ協議会ヲ開イテモ意見ガ一致シナイトキハ衆議院デ次ノ会期ニ於テ出席議員ノ三分ノ二以上ノ多数デ再ビ可決シタトキハ衆議院ノ議決ヲ国会ノ議決トスル

附言 本項ニ関シテ、衆議院側ハ次ノ会期トスル以上ハ三分ノ二以上ノ多数トセズ単ニ多数決ニテ充分ナルベシトノ意見ナリキ衆議院側ノ意見ハ之ヲ認メテ差支ナカルベシ

- (3) 第五十七条ノ条約ニ関シテ条約ノ性質上草案ノ如ク之ヲ予算ト同一ノ取扱ヲ為サズ法律案ト同様ノ取扱ヲ為スヲ然ルベシト認ムルニ依リ同条中「前条第二項ノ規定ヲ準用スル」ヲ「第五十五条ノ規定ヲ準用スル」ニ改ムルコト

- (4) 第五十一条ニ関シテ衆議院側ヨリ議院^{マツ}ノ選挙又ハ資格ニ関スル争訴ヲ議院ニテ裁判スルノ制ヲ改メ之ハ裁判所ニ一任スルコトニシタシトノ意見出デタリ比点ハ之ヲ認ムルコト然ルベシ

- (5) 尚衆議院側ヨリ第五十五条第三項ノ「六十日以内」及第五十六条第二項ノ「四十日以内」ヲ「各三週間以内」ニ改メントスルノ意見アリタリ三週間以内トスルカ三十日以内トスルカハ考慮ヲ要スベキモ日数短縮ノ点ハ

大体ニ於テ之ヲ承認シテ然ルベシ

三、直接本小委員会ニ付託サレタル事項ニハアラザルモ草案第三十七条中「国会ハ国権ノ最高機関デアツテ」ナル文句ハ穩当ヲ欠クモノアルヲ以テ之ヲ削除スルカ又ハ「国民ノ最高代表機関デアツテ」ト改ムルヲ適當ナリトス

参考資料(d)「憲法改正草案ノ問題タルベキ箇所」

憲法草案研究委員会 昭和二十一年六月二十八日

山川委員控

第一、委員会ニ於テハ左ノ通り前文及び第一条ソノ他ニ修正ヲ加フベシトノ意見多数ナリト認メラル

一、前文ノ冒頭ノ「日本国民」ヲ「天皇を元首（又ハ首長）」とする日本国民」ト改メルコト

二、第一条中「天皇は、日本国の象徴であり」ヲ「天皇は、日本国の元首（又ハ首長）であり」ニ改メルコト

三、第二条ノ次ニ左ノ趣意ノ一条ヲ追加スルコト

第 条 天皇の身体は侵すことが出来ない

四、第四条第一項中「政治に関する権能を有しない」及び同条第二項ヲ削除スルコト

五、第七条中第一号、第五号、第六号及び第八号ヲ左ノ通り改メルコト

一、憲法改正及び法律を裁可公布すること^{III}

五、国務大臣及び法律の定めるその他の官吏を任免すること並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を裁可すること

六、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を裁可すること

八、条約を批准すること

六、右ニ伴フテ第四章国会及び第五章内閣ノ章中ニ自然改正ヲ加フルヲ要スル所国会及び内閣ノ権限ハ出来ルダケ草案ノ立前ヲ変更セザルノ方針ヲ以テ第七条改正ノ趣意ニ適合スル様改正ヲ加フベキコト

此ノ方針ニ基キ假リニ修正スベキ箇所及び字句ヲ例示スレバ左ノ通りトナルベシ尤モ茲ニ上ゲタル点ハ例示ニ過ギザルヲ以テ修正ノ箇所及び用語ニ付テハ更ニ検討ヲ要スベシ

① 第五十五条第一項末文ノ「両議院で可決したとき法律となる」ヲ「両議院で可決したとき確定する」ニ改メルコト

② 同条第二項末文「法律となる」ヲ「衆議院の議決を国会の議決とする」ニ改メルコト

③ 第六十四条ニ付テハ左ノ趣意ノ二案アリ研究ヲ要ス

第一案

内閣総理大臣は国務大臣を決定し之に基いて任命があつたときは直ちに国会の承認を求むる この承認に付ては前条第二項の規定を準用する

内閣総理大臣は任意に国務大臣の罷免を決定し之に基いて罷免の手續を執ることが出来る

第二案

内閣総理大臣は任意に国務大臣の任免を決定し之に基いて任免の手續を執ることが出来る

④ 第七条改正ノ趣意ニ副フ為第六十九条第三号ヲ左ノ如ク改正スルコト

三 条約を締結すること¹¹²。但し、通商条約、国家に負担を負はしめ、又は国民各自に義務を課する条約並びに領土に変更を生ずべき条約は批准に先ち国会の承認を経ることを必要とする

Ⓔ 第六十九条第七号「復権を決定すること」ヲ「復権を決定し、その手続を執ること」ニ改メルコト

Ⓕ 第七十条「すべて主任の」云々以下ヲ「すべて内閣総理大臣及び主任の國務大臣の副署を必要とする」ニ改メルコト

尚委員会ニ於テハ左ノ意見アリタリ

一、前文ヲ簡潔ニ書キ改ムベシトノ提議又ハ少クトモ行文ヲ日本式ニ改ムベシトノ提議アリタリ

二、一委員ヨリ主権ノ所在ヲ明確ニ規定スベシトノ提議アリタリ

三、前文中、

① 冒頭ノ「日本国民」ヲ「日本国天皇及び国民」ト改メルコト

② 「国民の総意が至高なるものであることを宣言し」ヲ削除スルコト

③ 「そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その」ノ中「は、国民」以下ヲ削除シ「国政の権威は天皇を首長とする国民協同体由来し」ト改メルコト

四、第一条中

「天皇は、日本国の象徴であり」ヲ「天皇は日本国の元首（又ハ首長）」ト改メ末段ノ一句ヲ削除スルコト

第二、第二章戦争の放棄第九条第二項ヲ削除スルコト

第三、第三章国民の権利及び義務ニ関シテハ

一、第十条ノ前ニ日本国民タル要件ハ法律ノ定メル所ニ依ル旨ノ新条ヲ追加スルコト

二、第十条中第二段ノ用語ヲ改メルコト例ヘバ

この憲法が保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利である

三、第十九条 集会、結社、言論等ノ自由保障ニ関シテハ公共ノ秩序維持ノ為ニ必要ナル制限ヲ附スルヲ要スルコト

四、同条第二項中ノ「検閲は、これをしてはならない」ヲ削除スルコト

五、第二十二条中ニ家族主義ヲ加味スル規定ヲ加フルコト

六、第二十七条ノ前ニ国民ハ法律ノ定メル所ニ依リ納税ノ義務ヲ有スル旨ノ規定ヲ新ニ加フルコト

七、本章中ニ各人ノ能力資産ニ応ジテ国家公共生活ニ協力スルノ義務ヲ有スル旨ノ規定ヲ追加スルコト

八、本章中ノ用語ニ翻訳的ニ過ギ適当ナラザルモノアルヲ以テ規定ノ内容ヲ一層明瞭ナラシムル様必要ナル修正ヲ加フルコト

第四、第四章国会中

一、参議院ノ組織

第三十九条ノ「両議院」ヲ「衆議院」ト修正シ第二項ニ左ノ規定ヲ置ク

参議院の組織は参議院法の定むるところに依る

二、参議院ノ権限

(1) 少クトモ憲法改正、皇室典範及ビ参議院法ニ関シテハ両院ノ権限ヲ対等トスルコトヲ明定スルコト

(2) 法律ニ付テハ両院ノ議決一致セザル場合ニハ両院協議会ノ制度ヲ存置スルコト従ツテ第五十五条第二項

ヲ左ノ通り改ムルコト

法律案に付ては衆議院で可決し参議院でこれと異つた議決をした場合に法律の定むるところにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは衆議院で次の会期に於て出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは衆議院の議決を国会の議決とする

付言 本項ニ関シテハ衆議院側ハ次ノ会期トスル以上ハ三分ノ二以上ノ多数トセズ単ニ多数決ニテ充

分ナルベシトノ意見ナリキ衆議院側ノ意見ハ之ヲ認メテ差支ナカルベシ

(3) 第五十七条ノ条約ニ関シテ条約ノ性質上草案ノ如ク之ヲ予算ト同一ノ取扱ヲ為サズ法律案ト同様ノ取扱ヲ為スヲ然ルベシト認ムルニ依リ同条中「前条第二項の規定を準用する」ヲ「第五十五条の規定を準用する」ニ改メルコト

(4) 第五十一条ニ関シテ衆議院側ヨリ議院ノ選挙又ハ資格ニ関スル争訟ヲ議院ニテ裁判スルノ制ヲ改メ之ハ裁判所ニ一任スルコトニシタシトノ意見出デタリ此点ハ之ヲ認ムルコト然ルベシ

(5) 尚衆議院側ヨリ第五十五条第三項ノ「六十日以内」及第五十六条第二項ノ「四十日以内」ヲ、「各三週間以内」ニ改メントスルノ意見アリタリ、三週間以内トスルカ三十日以内トスルカハ考慮ヲ要スベキモ日数短縮ノ点ハ大体ニ於テ之ヲ承認シテ然ルベシ

三、第三十七条中「国会は国権の最高機関であつて」ナル文句ハ穩当ヲ欠クモノアルヲ以テ之ヲ削除スルカ又ハ「国民の最高代表機関であつて」ト改ムルヲ適當ナリトス

第五、第六章司法ニ関シテハ

一、第七十五条中ノ国民審査ニ付スルコトハ之ヲ削除スルコト

從ツテ同条ヲ左ノ趣意ニ改メルコト

第七十五条 最高裁判所は法律の定める員数の裁判官で之を構成する。その裁判官はすべて内閣でこれを指名し之に基いて任命があつたときは直ちに国会の承認を求めなければならない。

最高裁判所の裁判官は法律の定める年齢に達したときに退官する

右二伴ヒ第三項及ビ第四項ヲ削除スルコト

付言 本問題ニ関シテハ国会ノ承認ノ代リニ参議院ノ承認トスベシトノ意見アリタルモ衆議院側ノ多数ノ意見ニテハ国民ノ代表者ノ承認ヲ求ムル立前ヨリ国会ノ承認トスベシトノコトナリ

二、第七十六条 下級裁判所ノ裁判官ニ付テハ少クトモ法律ノ定ムルモノ（例ヘバ控訴院判事、地方裁判所長ノ如キ重要ナル地位ニ在ルモノ）ハ天皇ノ任命ニ依ルコトト改メルヲ至当トスルノ意見アリ研究ヲ要ス

三、第七十八条第二項但書中「出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利」ヲ削除スルコト

第六、第七章財政第八十四条中「皇室財産から生ずる収益は、すべて国庫の収入とし、」ヲ削除スルコト

第七、第九章改正第九十二条第二項中「国民の名で、」ヲ削除スルコト

尚第二項ヲ削除スベシトノ意見アリタリ

第八、第十章最高法規第九十三条ノ書方ヲ改メルノ必要アルコト

例ヘバ

第九十三条 この憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果で、過去幾多の

試験に堪へ来つたもので侵すことのできない永久の権利である。
尚本条ヲ削除スベシトノ意見少ナカラズト認メラレタリ

参考資料(e)「憲法草案研究委員会報告ニ関スル若干ノ説明」

昭和二十一年六月二十八日 山川委員

委員会ニ於テ研究ノ結果多数ノ意向ナリト認メラレタル修正案ニ関シ其趣意ヲ明カニスル為若干ノ説明ヲ加フルコトハ敢テ無用ノ業ニアラザルベシ

第一、前文及第一条ノ修正ハ我国ノ歴史伝統及国民ノ感情ヲ如実ニ顯ハサントスルノ趣意ニシテ此ノ現実ヲ基礎トシテコソ憲法ハ初メテ国民ノ血トナリ肉トナリテ国民ノ心裏ニ活キノ悠久性ト実行性トヲ確保スルヲ得ベシ修正ノ要旨ハ天皇ガ国民ノ元首トシテ国民ト共ニ在ルノ事実ヲ明定シ以テ第七条ノ修正ト相俟ツテ天皇ガ我国ノ代表者タルノ体制ヲ整ヘ内外ノ向フ所ヲ明カニセントスルニ外ナラズ国会ノ章第三十七条中「国権ノ最高機關デアツテ」ノ文句ヲ削除又ハ修正セントスルモ亦同一ノ趣意ニ出ヅ而シテ此点ハ天皇ノ行フベキ国務ノ範圍如何トハ自ラ問題ヲ異ニシコレアルガ為メ必ズシモ天皇ノ権能ヲ拡大スルモノニアラズ

第二、草案第四条第二項ノ削除ニ関シテ

天皇親ラ国務ヲ行フヲ得ザル故障アルトキハ当然摂政ヲ置カルベキモノナレバ本項規定ノ必要ナキノミナラズ一旦法律ニ依リ権能ヲ他ニ委任スルノ制ヲ開クトキハ衆議院ノ意向如何ニ依リテハ法律ヲ以テ其権能ヲ挙ゲテ他ニ委任スルコトモ想像シ得ラルベク草案ノ根本規定ヲ事実上法律ヲ以テ變更シ得ルニ至ルベキ虞アルヲ以テナリ

第三、第七条ニ関シテ

(1) 同条第一号ニ於テ裁可ヲ認ムル以上不裁可モ当然之ニ伴フベキヲ以テ天皇ノ権限ヲ不当ニ拡大スルノ結果ヲ生ズルニアラズヤトノ疑惑少ナカラザルガ如シ然レドモ天皇ガ国務ヲ行フニ付テハ草案第三条及第七条本文ニ明カニ規定スルガ如ク総テ内閣ノ助言ト承認トニ依ルベキモノニシテ天皇ハ任意ニ又ハ内閣ノ意思ニ反シテ国務ヲ行フベキモノニアラズ換言スレバ天皇ハ所謂法律上ニモ事実上ニモ内閣ノ助言ト承認ナクンバ裁可ヲモ不裁可ヲモ行ハレザルコトヲ定メタルモノナリ此点ハ第七条第五号第六号及第八号ニ対スル修正ニ付テモ亦同様ナリ不裁可ニ関シテ危惧ヲ抱ク論者ハ此草案ノ規定ヲ顧ミズシテ不裁可ノ場合ハ天皇ガ任意ニ之ヲ行フヲ得ベキコトヲ予想シテ立論スルモノノ如シ所論失当ナリト認メラル

(2) 第五号全権委任状及信任状ヲ裁可スルコトニ修正シタルハ前記第一ニ掲ゲタル理由ノ外ニ尚第九号ノ外国大公使ヲ接受スル規定ガ事理ニ適スルモノナルヲ以テ之ニ吻合セシムルノ必要ヲ認メタル結果ナリ外国使臣ハ各自国元首ヨリ我国代表者ニ宛テタル信任状ヲ帶有シ来ルモノナレバ之ヲ接受スル者ハ我国ノ代表者タラザルベカラズ而シテ之ト対応スベキ我大公使ニ与フベキ信任状ハ内閣総理大臣之ヲ発シ天皇ハ之ヲ認証スルニ過ギザレバ信任状ヲ出ス上ヨリ見レバ内閣総理大臣ヲ以テ我国ノ代表者ト認ムベキガ如シ出ス側ト受クル側ト其主体ヲ異ニセリ此規定ハ条理ニ適セザルノミナラズ國際慣行ニモ合致セザルヲ以テ是正スルノ要アリ既ニ天皇制ヲ存置スル以上ハ我大公使ニ信任状ヲ与ヘルコトハ外国元首ノ信任状ヲ帶有スル外国使臣ヲ接受スルコトト共ニ之ヲ天皇ノ権能ト明定スルヲ要ス法制局ノ編纂シタル「憲法改正案ノ諸規定ニ関スル外国立法例」ニ依ルモ何レノ国ニ於テモ使臣ノ信任ト接受ハ相表裏スルモノトシテ国家ノ代表者ガ之ニ当リ居レリ尚手續上ノ問題ナルモ信任状ヲ内閣総理大臣ガ発スルコトナレバ内閣ノ交代毎ニ之ヲ新ニセザルベカラズ又外国ヨリモ之ニ伴ヒ其ノ使臣ノ信任状ヲ更新セザルベカラズ内閣更迭頻繁ナル国ニ於テハ手續トシテモ

煩瑣ナリ

(3) 第七条ノ修正ニ伴ヒ条約ニ対スル国会ノ承認ニ付テハ必ズ事前ニ即チ批准ニ先チテ其承認ヲ求ムベキコトトシ且ツ国会ノ承認ヲ受クベキ条約ヲ限定スルコトニ改メタリ草案ニ依レバ事後ニ承認ヲ受クルヲ得ルコトトナレルガ事後ト言ヘバ例ヘバ条約ヲ急速ニ実行スルノ必要アル場合等ニ批准後国会ノ承認ヲ求ムルノ趣意ト解スルノ外ナキ所、此場合ニ万一会ガ之ヲ承認セザルトキハ極メテ面倒ナル事態ヲ惹起スベシ国会力之ヲ承認セザルトキハ内閣ノ総辭職又ハ国会ノ解散ノ方法アルモ何レニシテモ条約ハ批准セラレテ既ニ成立シ居ルモノナレバ之ヲ如何トモスルコトヲ得ザルベシ衆議院ニ於テ絶對多数党ガ政權ヲ執レル場合ハ問題ハ比較的簡單ナルモ否ラズシテ連立内閣ノ場合ノ如キハ政權爭奪ノ為ニ条約ノ承認問題ヲ悪用スルノ懸念絶無ナリトハ云フベカラズ

何レニシテモ政局ヲ徒ラニ紛糾セシムルノ因トナルベシ總テ条約ノ承認ハ必ズ批准前ニ之ヲ行フコトニ改ムルノ要アリ諸外国ノ事例ヲ見ルモ必ズ批准前ニ国会ノ承認ヲ求ムルコトナリ居レリ唯二国丈ハ国会ノ批准前ニ批准ヲ条件トシテ假リニ之ヲ実行スルノ制ヲ設ケタルモノアリ国会ノ承認ヲ受クベキ条約ノ種類ヲ限定シタルハ我国樞密院ニ於ケル条約審議ノ慣行ガ如何ニモ煩雜ニ過ギタル実情又多數國ノ事例ヲ參酌シタルモノニシテ技術的及行政的ノ条約ハ必ズシモ国会ノ承認ヲ必要トセズト認メタル結果ナリ又政治条約ハ除外シタルハ此種条約ハ性質上政策其物ノ可否ニ関スルモノナレバ条約其物ノ詳細ナル審議ニ適セズ寧ロ内閣ノ政策問題トシテ国会ニ於テ討議スルヲ適當ナリト考ヘタルニ依ル

(4) 要スルニ第七条ノ修正ハ天皇ノ地位ヲ明カニシ天皇ノ行フ國務ニ関スル不条理ナル点ヲ補正スルノ趣意ニ基クモノニシテ天皇ノ權能ヲ拡大スルノ動機ニ出デタルモノニアラズ從ツテ之ニ関スル国会及内閣ノ權限ニ付テハ草案ノ規定ハ總テ之ヲ尊重スルコトトシ單ニ第七条ノ修正ニ伴ヒ已ムヲ得ザル点ニ限り寧ロ形式ノ上

ニ付テ之ヲ改ムルノ方針ヲ執リタリ換言スレバ一般政務ニ付テハ草案ノ立前即チ内閣ニ於テ之ニ當リ天皇ハ之ニ干与セザルコトノ趣意ニハ変更ヲ加ヘザルコトニ注意セリ世論ノ一部ニハ我国這般ノ失政ニ関連シテ天皇ノ權能ヲ制限スルコトヲ重視シ天皇ノ權能ヲ制限スレバ失政ヲ防グコトヲ得ルガ如キ言論ヲ為スモノアルガ如シ然レドモコレ明カニ大局ヲ顧ミザル行キ過ギノ所論ナリ過去ノ失政ハ内閣ノ輔弼其宜シキヲ得ザリシコト及統帥權ヲ國務ノ範圍外ニ置キ然カモ漸次其範圍ヲ不当ニ拡大シタルニ歸スベク更ニ掘リ下ゲテ言ヘバ國論自体ガ此等ノ事態ニ或ハ無関心ニ或ハ之ヲ容認シ又ハ追從シタルニ依ルモノト云ハザルベカラズ今日ノ急務ハ此等ノ欠陥ヲ匡正スルニ在リ而シテ憲法ニ付テハ草案ニ於テ却テ反對方向ニ行キ過ギル程度ニ迄改正ヲ加ヘ從來ノ憲法上ノ欠点ヲ改メントスルモノニシテ天皇ノ大權ニ極度ニ制限ヲ加ヘ且内閣ノ助言ト承認ニ依ルノ外其權能ヲ行ハザルコトニ定メ国会ヲ基礎トセル内閣ニ於テ諸般ノ政務ヲ実行スルコトトナレルガ故ニ從來ノ如ク軍閥其他ガ専恣ナル政治ヲ行フノ余地全くナシト云ハザルベカラズ從テ天皇制存置ニ依ル政治上ノ顧慮ハ既ニ消滅セルナリ今後ノ問題ハ寧ロ却テ内閣及衆議院ノ多數黨ヲ背景トスル專行橫暴ヲ如何ニ抑制調節スベキカニアリ内閣及衆議院ニ優越ナル權力ヲ集中スルコトトナレバ現時ノ我國民ノ性格趨向ヨリ見レバ勢ニ乗ジテ或ハ奔放ナル行動ニ出ヅルコトナキヲ必スベカラズ杞憂ハ寧ロ此点ニ在リ從ツテ制度上ニ於テモ充分ナル考慮ヲ加フルノ要アリ委員會ニ於テ多數ノ意見ガ參議院ノ構成權限ニ若干ノ修正ヲ加ヘント計リタルコトハ実ニ此ノ趣意ニ外ナラズ參議院ヲ強化スルダケニテハ其目的ヲ達成スルニ付テ不十分ナリトハ云ヘ草案ノ規定ヲ大体上基調トスルニ於テハ右以上ノ修正ヲ加フルコト困難ナルベシ更ニ國民全体ノ覺醒自覺ガ憲政運用ノ核心タルベキコト言ヲ俟タザルトコロナルモ茲ニハ之ニ論及セズ

第四、戰爭ノ放棄第九条第二項ノ削除ニ関シテハ

(1) 同項前段ノ兵力保持廢止問題ニ付テハ我國ノ保安ト生存ハ世界ノ現勢ニ於テハ之ヲ列國ノ信義ニ依頼スル

以外ニ列国ノ特別ノ保障ヲ必要トスベキノミナラズ仮ニ我憲法ニ右ノ規定ヲ設ケタリトスルモ講和条約ニ於テモ亦必ズヤ我国兵力禁止ノ条件ヲ課セラルルコトアルベシト認メタルニ依ル

(2) 同項後段ノ規定ハ自衛權行使ヲモ行ハザル趣意ニ解セラルル所我国トシテハ今後列国ト不戰条約ニ依リ主張セルガ如キ広汎ナル自衛權ヲ主張スベキ理由モ必要モ全然ナク亦我国トシテハ之ヲ実行シ得ル力ナシト信ズルモ将来万一外国ガ兵力ヲ以テ我領土ヲ侵シ来リタル場合ニ我国ガ警察力ヲ以テ又所在国民ガ赤手ヲ以テ之ニ對抗スルガ如キ最狭義ノ自衛權スラ放棄スベキコトヲ規定スルガ如キハ人情ニ背キ事理ニ反スルモノト云ハザルベカラズ斯カル自衛權ノ行使ハ個人ノ場合ト同じク所謂国民天賦ノ權利ニシテ何人モ之ヲ奪フコトヲ得ザルモノニシテ國際法ニ於テモ明カニ之ヲ承認シ居レリ而シテ他面比種ノ自衛權放棄ヲ規定スルノ結果ハ政府トシテハコノ場合自ラ自衛權ヲ行使スルヲ得ザルノミナラズ国民ガ愛國至誠ニ驅ラレテ赤手之ニ對抗セントスル行動スラモ之ヲ制止スベキ義務ヲ負フモノト云ハザルベカラズ要スルニ比規定ハ余リニ常識ヲ欠キ事理ニ反スルモノナルヲ以テ削除ヲ至当ナリト認メタリ

第五、第三章第二十五条義務教育問題ニ関シテ

同条第二項ニ関連シテ委員会ニ於テ同項ハ私立学校ニ於テ授業料ヲ徴収シテ初等教育ヲ行フコトヲ禁止スルモノナリヤトノ問題起レルニ対シ自分一箇ノ解釈トシテハ之ヲ禁止スルモノニアラズ同項ハ国民ハ……初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負ヒ初頭教育^等ハ之ヲ無償トストノ一般原則ヲ定メタルモノニシテ一般ノ国民学校ニ於テハ勿論無償ニテ初等教育ヲ行ハザルベカラザルモ私立学校ガ別ニ初頭教育^等ノ設備ヲ設ケ授業料ヲ徴シテ教育スル場合ニ国民ガ之ヲ承知ノ上其教育ヲ受クルコトハ差支ナシ唯文部省ニ於テハ法令ニ依リ右私立学校ノ教育ヲ以テ一般ノ初等教育ニ代用スルコト其他必要ナル規定ヲ設クルノ要アルベシトノ所見ヲ述べ置キタリ第二項ノ解釈ニ付テハ上程ノ際政府ノ意見ヲ訊シ置クコト必要ナリ、為念付言ス

参考資料(f)「改正憲法に対する修正試案」(山川端夫関係文書8所収)

法学博士 貴族院議員 牧野 英一

われら日本国民は、正当に選挙せられた国会における代表者を通じて、ここに、主権が国民に存することを宣言しわが憲法を改正する。われらは、われらとわれらの子孫とのために、諸国民との協和による成果とわが国全土にわたつて自由のもたらす惠澤とを確保し、政府の手によつて再び戦争の惨禍が発生することのないやうにすることを決議する。そもそも、国政は国民の特に貴重な信託にかゝるものであり、その権威は国民に出づるものであり、国民の代表者がその権能を行使し、国民がその福利を受ける。これは、実に、人類に共通な原則である。われらは、この憲法によつて、これに反する一切の詔勅と法令とを廃止する。

われら日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠にしてまた現に人類を指導し鼓舞しつつある理想を十分に自覚し、われらの安全と生存とを挙げて、平和を愛する諸国民の正義とし信義とするとともに委ねる。われらは、国際社会が、平和を保持し専制と隷従とを、また、圧抑と頑迷とを永遠に地上から除去しようとして努めてゐる間に伍して名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、およそ地上に在る人々が、すべて、ひとしく恐怖と欠乏とに悩まされることなく、平和と安全とのうちに生活する権利を有することを固く信ずる。

われら日本国民は、かくして、戦争を否定する。われらは正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、武力をもつて国際紛争を解決する手段となすことは、永久にこれを断念する。

われら日本国民は、わが国に社会的正義を普ねからしめむことを期する。国民は、各、人としてその人格において尊重せらるべく、基本的人権において平等に保障せらるべく、特に男女は同等の権利を享有せねばならぬ。同時に、国民は、内、その家族生活においては敬愛協力^{敬愛協力}の精神をもつて、外、その社会生活においては信義誠実

の原則に基づき、相共にその地位に応じ、その職能に従つて、各、公共の福祉のために、その全力を尽くす義務を負担する。国は、これに対応して、国民の各自に、その生存を完うせしめ、国政上、国民生活を、社会的に衡平ならしめ、経済的に豊富ならしめねばならぬ。

これと共に、われら日本国民は、文化のためにその全力を尽くさむことを決意する。われらは、われらの生活を物質的に充実すると共に、われらの日常を文化的に向上せしめ、学問と芸術と技術との各方面にわたつて、その自由を尊重し、その発達を進めることにより、われらの受くべき福祉を精神的にも豊かならしめねばならぬ。更に、われらは、われらのかやうな努力をもつて、進んで、世界文化のため国際社会に対し寄与するところあらむことを期する。

われらは、いづれの国家も、自己に対してのみ責任を感じるに止まるべきものでないことを信じ、政治道徳の諸原則は普遍的なものであることを信じ、その諸原則に従ふことは、自国の主権を保持し、他の国家と対等関係に立たうとする各国の責務であることを信ずる。

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げ、確固たる決意をもつて、この遠大崇高の目的を達成せむことを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民結合の中心であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

(註) 統合に(中心)の語を用ひる。

第二条 皇位は世襲によつて継承せられる。その継承は、国会の議決した皇室典範の定めるところによる。

(註) 用語の修正。

第三条 天皇の国事に関する行為には、内閣の進言と賛諾とを必要とし、内閣がその責に任ずる。

(註) 「承認」の語を避けることに因つて、国会の内閣に対する「承認」と内閣の天皇に対する関係とを形式上区別する。別考として「認諾」「賛認」。

第四条 天皇は、この憲法によつて国事に関する行為を行ひ、国政には関与しない。

(註) 用語の修正。

第四条の二 天皇は刑事上の責に任ずることがない。

(註) 新規定。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政をおくときは、摂政は、天皇の名において国事に関する行為を行ふ。この場合には、第四条の規定を準用する。

摂政は、その在任中の行為につき、刑事上の責に任ずることがない。

(註) 第二項は新規定。

第六条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

(註) 衆議院修正のまま。

第七条 天皇は、内閣の進言と賛諾とにより、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法の改正、法律及び政令を裁可し、並にその公布を命ずること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

- 四 国会議員の選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏を任免し並に全権委任状及び大使公使の信任状を発すること。
- 六 大赦、特赦、減刑及び復権をなすこと。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 条約を批准し、その公布を命ずること。
- 九 外国の大使公使を受け受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

(註)「承認」を「賛諾」とは第三条におなじ。

「裁可」と「批准」との語を用ひ、別に第七十三条において、内閣が裁可と批准とについて決定をなすものとする。官吏の任免及び恩赦についても、内閣が決定権を有することを明かにすると共に「認証」の語を避けることにする。信任状についても「発する」とすることとする。

恩赦の種目中「刑の執行の免除」を削る。これは自然特赦に含まれる。

第八条 皇室が財産の献上を受け、又は財産を賜与することは、国会の議決に基づくことを要する。

(註) 皇室を主体として規定し、賜与に対して「献上」とする。

第二章 戦争の放棄

第九条 国権の発動たる戦争及び武力による威嚇又は武力の行使は、国策遂行の方法としては、永久にこれを放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

(註) 衆議院の修正は前文に収める。不戦条約の用語を用いる。
交戦権放棄の規定を削る。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は基本的人権を享有する。基本的人権はこの憲法によつて保障せられ、侵すべからざる永久の権利として、現在と将来との国民に認められる。

(註) 基本的人権は、この憲法に依つて「与へ」られるのではなく、「認め」られるのである。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由と権利は、国民はその不断の努力によつてこれを保持することを要する。又、国民はこれを濫用してはならないし、且つ常に公共の福祉に適合するやうこれを利用する義務を負ふ。

(註) 基本的人権は、正当なる個人主義を基礎として、財産権の保障と趣をおなじく規定せられねばならぬ。それは「公共の福祉のために」行使せられるべきものでなく、「公共の福祉に適合するやうに」行使せらるべきものである。

第十三条 国民は人として尊重せられる。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は、国は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、十分これを尊重する。

(註)「個人」として尊重せられる旨の用語を「人として」と修正。個人という語が国家に対立するものとして考へられる誤解を避けようとするの趣旨。

第十四条 国民は平等である。国民は、人種、信条、性別又は身分若しくは門地によつて法律上差別せられることがない。

貴族の制度は、これを認めない。

勲章その他の栄典〔の〕授与は、特権を伴はない。栄典の授与は、特権を伴はない。栄典の授与は、これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

国は公正に中流階級を保護する。

(註) 平等権は「法律上」のものであることを明かにしたい。

貴族に關聯して中流階級を規定したい。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民の譲渡すべからざる権利である。

選挙における投票の秘密は、これを侵すべからざるものとして保障する。選挙人は、その選択に關し公的にも私的にも責任を問はれることがない。

(註) 原案第二項「全体奉仕、一部奉仕」の規定を削る。

第十六条 国民は、損害の救済、公務員の任免、法令の制定改廃その他の事項に關し、法律の定めるところにより、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたために不利益を受けることがない。

(註) 「法律の定めるところにより」を加へる。請願關係は必ず法律をもつて保障せられることを要するの趣旨〔。〕

第十七条 国民は、公務員の行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に對し、その賠償を求めることができる。

(註) 「不法行為」を「行為」とする。無過失責任を含める趣旨。民法第四十四条参照。

第十八条 奴隸的拘束は、これを禁ずる。国民はその意に反する苦役に服させられることがない。

(註) 「犯罪による処罰の場合を除いては」を削る。処罰は苦役と称せらるべきものでない。

第十九条 思想と良心との自由は、侵すべからざるものとしてこれを保障する。

(註) 用語の修正。

第二十条 宗教の自由は、これを保障する。宗教団体は国から特権を受けることなく、又政治上の権能を有することが許されない。

国民は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制せられることがない。

国及び公共団体は、宗派教育その他宗派に属する活動をしない。

(註) 「宗教教育」と「宗派教育」とを区別する趣旨。用語の修正。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしない。通信の秘密はこれを保障する。

(註) 用語の修正。

第二十二条 国民は公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有し、且つ、外国に移住し又は国籍を離脱する自由を有する。

(註) 「公共の福祉に反しない限り」を原案第二項にもかけて、第一項第二項を一括する。

第二十三条 学問、芸術及び技術は、これを尊重し、且つその自由を保障する。

(註) 芸術及び技術をも加へ、ひとり「自由」の保障ばかりでなく、これに對する「尊重」の趣旨を明かにしたい。

第二十三条の二 国は、家族生活の健全な保持を保障し且つ保護する。家族生活は、伝統及び慣習と条理及び温情によつて、敬愛と協力との精神に従ひ、これを保持することを要する。

(註) 婚姻の規定に先だつて、この「家」に關する原則規定を明かにする。新規定。この規定は単に修辭上のものに止まるものでなく、民法改正の上に、立法上の影響あるものと考へる。

第二十四条 婚姻は、専ら両性の合意によつて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、保持せられることを要する。

配偶者の選択、婚姻に基づく同居、財産及び相続の關係、婚姻に基づく家族關係に関しては、法律が、個人の尊厳と両性の平等とに立脚して制定せられることを要する。

(註)「法律は」でなくして、「法律が」であることが必要である。

第二十五条 国民は、物質的に且つ文化的に人たるに値ひする生活の最低限度につき、権利を有する。

すべての生活部面について、社会の福祉、社会生活の保障及び公衆衛生の向上と増進とのために、法律が制定せられることを要する。

(註) 生存権に関する用語を修正する。

第二十六条 国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

(註) 衆議院修正のまま。

第二十七条 国民は、勤労につき権利を有し、且つ勤労の義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律をもつてこれを定める。特に児童は、これを不当に使用してはならない。

(註)「勤労の権」と「酷使」とを修正。

第二十八条 勤労者が団結をなし、及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(註)「団結する権利」という用語を修正。

第二十九条 財産権は、侵すべからざるものとしてこれを保障する。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律をもつてこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、法律の定めるところにより、これを公共の福祉のために制限し又は処置することを得る。

(註) 第三項を広い用語に修正。

第二十九条の二 国は経済上の企業に対し、公共の福祉のために、企業それ自体として、これを保障し、且つこれを保護する。

(註) 企業に対する新規定。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(註) 衆議院修正のまま。

第三十一条 法律の定める手続によらなければ、死刑、自由刑その他の罰を科せられることがない。

(註) 科刑に関する規定であることを明かにする趣旨。

第三十二条 国民は、裁判所の裁判を受ける権利を奪はれることがない。

(註) 用語の修正。

第三十三条 現行犯又はこれと同視すべきものとして逮捕せられる場合を除いては、法律により権限を有する判事、検事又は司法警察官が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕せられることがない。

(註) 準現行犯を加へること。

「司法官憲」を判事、検事、司法警察官として規定し、「法律により」権限を有するものでなければならぬことを明かにする。

第三十四条 国民は、理由を告げられなければ、勾引又は勾留を受けることがない。勾引又は勾留の執行を受けたときは、直ちに弁護人を用ひる権利を有する。なほ、勾留については、要求するにおいては、その理由の正当なことが、直ちに、本人及びその弁護人の出席する公開の法廷において示される。

(註)「抑留」と「拘禁」とを刑事訴訟法の用語に従ひ「勾引」「勾留」とする。刑事手続以外の身体拘束は、この規定の外に在ることを明かにする。

第三十五条 国民は、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けることがない。その権利は現行犯として、又は第三十三条に規定せられる令状によつて逮捕せられる場合の外、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索すべき場所及び押収すべき物を明示する令状によつてのみ制限せられる。

搜索又は押収は、法律上により権利ある判事、検事又は司法警察官が、その搜索又は押収毎に発する各別の令状によりこれを行ふことを要する。

(註)「第三十三条の場合を除いては」を改める。

「司法官憲」を改める。第三十三条修正参照。

第三十六条 公務員による暴行陵虐の行為及び残虐の行為及び残虐な刑は絶対にこれを禁ずる。刑の言渡及び執行においては犯人の改善を考慮することを要する。

(註)「拷問」の語を避け、刑法の用語に依る。

「改善」の「考慮」を特に明かにする。

第三十七条 特に刑事事件においては、被告人は、裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての証人を問質する権利を有する。又自己のために証人を求める権利を有する。証人は公費をもつて強制的手続により召喚せられる。

刑事被告人は、弁護人を用ひるの権を有する。被告人が弁護人を選任することを得ないときは、国がこれを附する。

(註)「公平」「迅速」のうち前者をあまりにも当然なものとして削る。

迅速な裁判は民事についても要求せられる所であるから「特に」の語を加へる。

「強制的手続により証人を求める」の語を修正。

「資格を有する」弁護人の形容詞を削る。

「審問」を「問質」とする。

第三十八条 国民は、自己に不利益な供述を強要せられることがない。

強制、暴行、凌虐若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘禁せられた後の自白は、これを証拠とすることを得ない。

被告人に不利益な証拠がその者の自白である場合には、有罪の言渡をなすことを得ない。

(註)拷問を「暴行凌虐」に改めることについては第三十六条参照。

「不当に長く抑留若しくは拘禁」を単に「拘禁」とする。これは勾留の場合に限らないことにもなる点において重要である。

「有罪とされ又は刑罰を科せられる」は前者だけで足りよう。

第三十九条 国民は、行為の時に適法であつたときは、その行為につき刑事上の責任を問はれることがない。すでに無罪とせられた行為につき、なほ、その他一事につき、再理せられることがない。

(註)罪刑法定主義と一事不再理の原則とを区別して規定する。一事不再理の原則については、率直にその語を用ひることが、「同一の犯罪」又は「一箇の行為」などとするより疑義を避けることができよう。

第四十条 国民は、勾引又は勾留せられたのち、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国に對しその賠償を求めることを得る。

(註)「抑留」「拘禁」を刑事訴訟法の用語に従つて「勾引」「勾留」と改める。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

(註) 原案のまま。

第四十二条 国会は衆議院と参議院との両議院をもつて構成する。

(註) 原案のまま。

第四十三条 衆議院は全国民を代表する公選せられた議員をもつてこれを組織する。

衆議院議員の定数は法律をもつてこれを定める。

(註) 衆議院と貴族院とを區別して規定する。

第四十三条の二 参議院は、参議院法の定めるところにより、公選せられた議員及び学識経験ある者につき内閣が指名し衆議院が承認した議員をもつてこれを組織する。参議院議員の定数は法律をもつてこれを定める。

(註) 参議院の構成について特別規定を設ける。一方には「学識経験」の要件に依つて参議院の特色を示し、他方には「衆議院の承認」によつて間接公選の意を明かにする。

第四十四条 公選にかかる議員及びその選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別することがない。

(註) 参議院議員には公選によらないものがあるから、かやうに改める。

第四十五条 衆議院議員の任期は四年とする。議会開会中に任期が終了するときは閉会に至るまで延長する。

衆議院解散の場合には、その時をもつて終了する。

(註) 開会中任期が終了する場合を加へる。

第四十六条 参議院議員の任期は六年とし、三年毎に議員の半数を改選する。

(註) 原案のまま。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律をもつてこれを定める。

(註) 原案の用語修正。

第四十八条 何人も同時に両議院の議員たることを得ない。

(註) 原案の用語修正。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

(註) 原案のまま。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中拘束又は拘禁せられることがない。会期前に拘束又は拘禁せられた議員は、その議院の要求があるにおいては、会期中これを釈放することを要する。

(註) 原案の「逮捕」といふのを修正。現行憲法にも「逮捕」とあるが、この語は特別の意義なのである。

「逮捕」の語は第三十三条に見えてゐるから、ここでは誤解のないやうにと試みた。

第五十一条 両議院の議員は、議院における演説、討論又は表決について院外において責任を問はれることがない。

(註)「議院で行つた」を改める。

第五十二条 国会の通常会は毎年一回これを召集する。

(註) 原案のまま。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することを得る。いづれかの議院の総議員四分の一以上の要求があるときは、内閣はその召集を決定することを要する。

(註) 用語の修正。

第五十四条 衆議院が解散せられたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙が行はれ、その選挙の日から三十日以内に、国会が召集せられることを要する。

衆議院が解散せられたときは、参議院は同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることを得る。

前項但書の緊急集会によつて採られた措置は、臨時的のものであつて、国会開会の後十日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

(註) 用語の修正。第一項では主格が明白でない。

第五十五条 両議院は、各、その議員の資格に関する争訟を裁判する。

(註) 原案の但書を削る。

第五十六条 両議院は、各、その総議員の三分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することを得ない。

両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(註) 用語の修正。

第五十七条 両議院の会議は公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数をもつて議決したときは秘密会を開くことを得る。

両議院は、各、その会議の記録を保存し、秘密会の記録中特に秘密を要すると認められるものの外は、これを公表し、且つ一般に頒布することを要する。出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議院の表決を会議録に記載することを要する。

(註) 用語の修正。

第五十八条 両議院は、各、その議長その他の役員を選任する。

両議院は、各、その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することを得る。但し、議員を除名するには出席議員の三分の二以上の多数による議決あることを要する。

(註) 用語の修正。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院において可決したとき法律として成立する。

衆議院において可決し、参議院においてこれと異なつた議決をした場合においては、法律の定めるところにより両議院の協議会を開き、その協議会により結果を得るに至らなかつたときは衆議院が次の会期において出席議員の三分の二以上の多数をもつて再び可決したとき、その法律案は法律として成立する。

参議院は衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことを得る。

(註) 用語の修正。

第二項において、第一に両院協議会を規定し、衆議院のその議決は、衆議院の反省を待つため「次の会期」を要件とする。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出することを要する。

予算について、参議院において衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより両議院の協議会を開き、その協議会により結果を得るに至らなかつたとき、又は、参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは衆議院の議決をもつて国会の議決とする。

(註) 用語の修正。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については前条第二項の規定を準用する。

(註) 原案のまま。

第六十二条 両議院は、各、国政に関する調査を行ひ、これに関して、必要なる人の出頭及び陳述を要求し、又、必要なる書類又は物件を所持する人に対しその提出を要求することを得る。

(註) 用語の修正。

第六十三条 国務大臣は、両議院の一に議席を有しない場合においても、議案について発言するため議院に出席することを得る。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは出席することを要する。

(註) 用語の修正。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員をもつて組織する弾劾裁判所を設ける。

裁判官の弾劾に関する事項は法律をもつてこれを定める。

(註) 用語の修正。実質的には削除を望む。

第七章 内閣

第六十五条 行政権は内閣に属する。

(註) 原案のまま。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣をもつて組織する。

内閣は、行政権の行使につき、国会に対し連帯して責に任ずる。

(註) 用語の修正。

第六十七条 内閣総理大臣は、国家が、国会議員の中から、その議決をもつてこれを指名する、この指名は他の案件に先だつてこれを行ふことを要する。

衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合においては、法律の定めるところにより両院の協議会を開き、その協議会により一致を見るに至らなかつたとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決をもつて国会の議決とする。

(註) 用語の修正。

第六十八条 国務大臣は、内閣総理大臣がこれを任命する。但し、その過半数は国会議員の中からこれを選ぶことを要する。

内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することを得る。

(註) 用語の修正。

第六十九条 内閣は、衆議院において不信任の決議案を可決し、又は信任の決議〔案〕を否決したときは、十日以内に衆議院が解散せられない限り、総辞職をすることを要する。

(註) 用語の修正。

第七十条 内閣総理大臣が欠員となつたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは〔一〕内閣は、総辞職をすることを要する。

（註）用語の修正。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新に内閣総理大臣が任命せられるまで引き続きその職務を行ふ。

（註）用語の修正。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並に行政各部を指揮監督す。

（註）原案のまま。

第七十三条 内閣は、左の事務の外、一般の行政事務を行ふ。

一、憲法及び法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二、法律の裁可及び公布を決定すること。

三、衆議院の解散を決定すること。

四、外交関係を処理すること。

五、条約を締結し及びその批准を決定すること。但し事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

六、法律において定めるものの外、官制を定めること。

七、官吏の任免を決定し、なほ法律の定める基準に従ひ官吏に関する事務を掌理すること。

八、法律案、予算、その他の議案を作成すること。

九、この憲法及び法律を執行するため若しくは法律の委任により、又法律の規定せざる事項につき公共の福祉

のため、命令を制定し又は命令を発せしめること。但し、命令には法律の個別的な委任である場合の外罰則を設けることを得ない。

十、大赦、特赦、減刑及び復権を決定すること。

（註）裁可及び批准の決定、解散、官制、任免、法律案、予算その他の議案、命令につき委任命令及び独立命令、恩赦の決定、以上の事項を明かにする。

「一般の行政事務」を列挙事項の「前」に在るものとして規定すること。

第七十四条 法律及び命令には主任の国務大臣これに署名し、内閣総理大臣これに連署することを要する。

（註）用語の修正。

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ訴追せられることがない。但し、これがため訴追の権利が害されることがない。

（註）用語の修正。

第六章 司法

第七十六条 司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する普通裁判所に属する。

特別裁判所はこれを設置しない。行政機関は終審として裁判を行ふことを得ない。

裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ふ。

（註）「憲法及び法律にのみ拘束せられる」を削る。

若し裁判官の良心と独立とを拘束するものがあるとすれば、憲法だけがそれであるともいひ得よう。さうすれば、「この憲法にのみ拘束せらる」とすべきであらうか。

「下級裁判所」を「普通裁判所」に改める。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、裁判所に対する弁護士^{弁護士}の執務に関する事項、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項につき、法律に定なき場合においては規則を定める権限を有する。

最高裁判所は、訴訟に関する手続についての前項の規則において、検察官の執務に関しても規則を定めることを得る。

最高裁判所に関する規則を定める権限を普通裁判所に委任することを得る。

(註) 用語の修正を試みるのであるが、実体的には削除を適當と信ずる。

第七十八条 裁判官に対しては、国民は弾劾をなすことを得る。裁判官は、公の弾劾による場合の外、裁判によつて身体又は精神の故障のために職務を(果たし)得ないと決定せられた場合でなければ罷免せられることがない。公の弾劾に関する事項は、法律をもつてこれを定める。

裁判官の懲戒処分に関する事項は法律をもつてこれを定める。その処分は、行政機関においてこれを行ふことを得ない。

(註) 弾劾について原則的規定を明かにする。但し、実体的には弾劾規定を削りたい。

懲戒につき、法律をもつて定めることを明かにする。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定めたる員数のその他の裁判官をもつてこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は内閣においてこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票は多数が裁判官の罷免^{モウ}を可とするときは、その裁判官は罷免せられる。

審査に関する事項は法律をもつてこれを定める。

最高裁判所の裁判官は法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は定期に相当額の俸給を受ける。その俸給は在任中これを減額することを得ない。

(註) 用語の修正。

裁判官の審査に関する規定は、実体上削りたい。

「報酬」は「俸給」でありたい。

第八十条 普通裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣においてこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任せられることを得る。なほ法律の定める年齢に達した時に退官する。

普通裁判所の裁判官は定期に相当額の俸給を受ける。この俸給は在任中これを減額することを得ない。

裁判所の構成は法律をもつてこれを定める。

(註) 用語の修正。

裁判官の任期に関する規定は、実体上、望ましくない。

裁判所の構成について規定を明かにする。

第八十一条 最高裁判所は一切の法令又は処分が憲法に適合するか否かを決定する権限を有する終審裁判所である。

(註) 衆議院修正のまま。

第八十二条 裁判の対審及び判決は公開法廷においてこれを行ふ。

裁判所が裁判官の全員一致をもつて公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合においては、対審は公開しないでこれを行ふことを得る。但し、政治犯罪若しくは出版に関する犯罪の事件又はこの憲法第三

章において保障する国民の権利にして法律をもつて定める事件の対審は、これを公開することを要する。
(註) 用語の修正。基本的人権の事件については制限を認めるのが適當であらう。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使せられることを要する。

(註) 用語の修正。

第八十四条 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには法律に基づくことを要する。

(註) 「法律の定める条件」は無用であらう。広く「法律に基づく」ことを要するものとする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを要する。

(註) 用語の修正。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経ることを要する。

(註) 用語の修正。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣はその責任においてこれを支出することを得る。

(註) 用語の修正。

第八十八条 皇室財産は、国に属する。皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経ることを要する。

(註) 用語の修正。

第八十九条 公金その他の公の財産は、国会の議決に基づかねば、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利

用に供することを得ない。

(註) 「国会の議決に基づかねば」を加へる。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度にその検査報告と共に、これを国会に提出することとする。

会計検査院の組織及び権限は、法律をもつてこれを定める。

(註) 用語の修正。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告することを要する。

(註) 用語の修正。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づき、法律をもつてこれを定める。

(註) 用語の修正。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議會を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民において直接にこれを選挙する。

(註) 原案のまま。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を行ふ権能を有し、法律の範囲内において条例を制定することを得る。

(註) 用語の修正。第七十三条参照。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用せられる特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ国会は、これを制定することを得ない。

(註) 用語の修正。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成をもつて、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経ることを要する。この承認には特別の国民投票、又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成あることを要する。憲法の改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名において、直ちにこれを公布する。

(註) 用語の修正。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へたものであり、侵すべからざる永久の権利として、現在及び将来の国民に信託せられたものである。

(註) 用語の修正。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、これに反する詔勅、法令及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを要する。

(註) 用語の修正。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、国民とともに、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(註) 「国民とともに」を加へる。

第十一章 補則

第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日からこれを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並にこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前にこれを行ふことを得る。

(註) 用語の修正。

第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は国会としての権限を行ふ。

(註) 原案のまま。

第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は三年とする。その議員は法律の定めるところによりこれを定める。

(註) 原案のまま。

第一百三條 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並にその他の公務員で、その地位が

この憲法において認められてゐる者は、法律をもつて特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため当然にはその地位を失ふことはない。但し、後任者がこの憲法に基づいて選挙又は任命せられたときはその地位を失ふ。

(註) 用語の修正。

1 本研究会による自由な実証的研究に配慮して頂いた参議院事務局の関係者の皆様、および、研究の遂行の過程で周到な配慮をして下さり、常に援助を惜しまれなかつた研究会の代表・大石真教授に、この場を借りて御礼申し上げます。また調査に際しては今津敏晃・亜細亜大学法学部准教授および葦名ふみ・国立国会図書館利用者サービス部政治史料課(憲政資料室)のご協力を頂いた。ここに記して感謝の念を申し上げます。

2 佐藤達夫関係文書357「日本国憲法萍研究会草案昭和三十三年三月二十四日」(活版二十頁)。
3 同707「月曜会の憲法研究メモ 昭和三十三年六月三日」(ペン三枚)。

4 故牧野英一博士寄贈図書目録・憲法改正関係資料25「日本国憲法萍研究会草案」(活版二十頁)。

5 奥付の記載は昭和三十七年(一九六二年)十二月。この自伝の「あとがき」(吉沢茂子執筆)によれば、同年三月二日に逝去した父・端夫が、昭和三十四年九月頃、毎日熱心に記録していたものだという。なお、同自伝には昭和三十四年九月五日稿了と記されている。

6 小林次郎「河井弥八先生」『大霞』十二号(一九六一年)三十二頁。

7 その経緯については、内藤一成「新史料発見——議長席からみた戦後政治 参議院議長河井弥八日記(一九五三〜五四年) (前・後編)」『中央公論』二〇一三年七月号および八月号を参照。

8 また「小林次郎氏来訪、憲法改正会議を報告す。又各種革進運動に付内話あり。次に貴族院勅選有志の憲法改正研究会に關する報告あり、松本丞治博士の意見を聴く」(昭和二十九年十月八日条)との記述は感慨深いものがある。本研究会に種々の資料の提供を惜しまず、積極的な関与を見せていた松本丞治博士は、十月四日の研究会に出てわずか四日後のこの日、永眠している。

9 「河井弥八日記」昭和三十一年二月十二日条を参照。いわく「自民党小笠地方支部結成式は二時過より開始せらる。議事、

役員選挙等ありて後、余は招かれて出席せしに、戸塚代議士の熱烈なる推薦辞あり。自民党県支部は未余を推薦するには至らざるも、早晚其事あるへしと告げ、支部は一致して余を推薦して必勝を期せよと警告せらる。余は許諾を得て深甚なる謝意を表し、余の一貫せる政治理念を告げ、一切を捧けて国政の正統なる進行に貢献し、特に憲法改正の為には老骨の故を以て辞退するを得すと答へたり」と(抄)。

10 なお、月曜会時代の参議院野紙を用いた速記録は、河井弥八参議院議長付の小田秘書室長から、小林に届けられていた。

11 赤坂幸一「統治システムの運用の記憶——議會先例の形成」『レヴアイアサン』四十八号(二〇一一年)八十四〜八十五頁。

12 昭和二十八年十月十九日の月曜会記録の山川・有馬発言、および昭和二十八年十二月二十一日の月曜会速記録を参照。

13 子細に見れば、月曜会・萍憲法研究会が活動を開始するまでの間に、憲法改正論議は四つの段階を経ている。すなわち、

(a)憲法再検討にかかる極東委員会決定の時期、(b)アメリカのアジア政策が変動した独立前後の時期、(c)M S Aの調印および自衛隊設置後の時期、並びに(d)自由民主党結成前後の時期である(芦部信喜「憲法改正論議」『ジュリスト』百三十一号(一九五七年)八十頁以下を参照)。

14 昭和三十三年三月二十四日の萍憲法研究会速記録を参照。

15 この間の一時期、組織変更に伴い、職名は法制長官、次いで法制意見長官となつている。

16 一例として次の諸発言を参照。「どうも若い連中と私等の間には余ほど距離があるね。あの連中は極端なことを言うといふ本は潰れても軍備は持たんという」(昭和二十八年十一月二日月曜会、岩田発言)、「併しこういうことは国民には見せるということもできないことでありまして、この場限りで、まあそういうつもりであります」(傍点稿者。昭和二十九年二月八日月曜会、山田発言)、「どうですか。この問題は、今お話になったように、非常に重大な問題で容易にこれは一般に知らずということとはできない」(昭和二十九年七月十九日月曜会、元首論をめぐる山川発言)、「つまりぼくから見るとアメリカ人ならそう解釈をしないような規定の、ある解釈を出して来て、そしてただ文字にとらわれている、そういう傾向がまあ新しい民主主義憲法……。ですからよくみたいに長く経験を経てやってみますと、そういう気がするんだな。アメリカ人のやつをはき違えちゃって、はき違えているやつが相当に多いんじゃないか。アメリカ人なら決してそういうふうには考えないやつを文字だけ見てはき違えちゃうということはおかしい。これを、まあ日本人がはき違えないようにさせるにはどういうふうに通じて行つたらいいか……」(傍点稿者。昭和三十年七月四日月曜会、高柳発言。山川・牧野同意)。本研究会には、エリテイズムと、後続世代への隔絶とが同居していたことが了解されよう。

17 昭和三十三年三月十日の研究会席上、小林は次のように述べている。いわく、「それ〔萍草案〕を材料にして、さらにわれわれだけでなくもつと過去のことをよく知つていらつしやる方々にも時々お出でをいただいて、そのお話を承わつて立派

な憲法を作りたい。しかしいずれにしても私どもの考えは、(…)どつちかというコンサバチブな考えが多いだろうと思いますけれども、しかしコンサバチブな考えは、若い人だけの考えで憲法を作るのはいけないと同じようにコンサバチブだけでもいかぬ。両方まとめていい憲法の案を作りたい、こういうことを考えておるのですが、それにはさき程もお話しましたようにほかの方の考えも記録にとどめておいて、コンサバチブと世間でみるような憲法案をこしらえておけば、そのうちに日本の憲法を作る場合に御参考になりはせんか」と。佐藤功から比較憲法的な知識を得たほかは、研究会として、新たな憲法構想・憲法解釈を積極的に摂取することは、いわば自覚的に放棄されたのである。

18 実際、例えば山川は、昭和二十九年十二月六日の月曜会で「その原案通りにして『議案その他の審査に関しては』と書いて、そうして我々のそれに対する意見を書いておいたらどうですか。これは、運用のやり口によつていろいろの変更も起つて来る」と述べ(有馬同意)、同じく昭和三十年四月十八日の月曜会でも、「憲法では書けないけれども、しかし、そういうふうな趣意を明らかにして、そういう希望条件を、我々の希望の意見として伝えておくことはどうですか」と述べて、後世に語り伝える意図を示している。

19 丸山真男ほか「サンフランシスコ講和・朝鮮戦争・六十年安保——平和問題談話会から憲法問題研究会へ」『世界』六百十五号(一九九五年)四十四頁以下を参照。いわく、「宮沢、我妻両先生とも『憲法調査会ではなく憲法問題研究会の方に』持つてこなければ憲法調査会というものを無力にするという大内戦術が成り立たない。……それやこれやで我妻先生は入つてくださった。だから憲法問題研究会のメンバーが発表された時は、東大法学部研究室自身が大変なショックだったのです。……政府にとっては、……我妻、宮沢両先生が憲法調査会に入らないで憲法問題研究会に入ったということが、大変なショックだったんです。一般のいわゆるジャーナリズムの受け取り方も、その二人が入らないので憲法調査会は骨抜きになった、というものでした」と。

20 一九四八(昭和二十三)年十二月、第二次大戦後の平和問題を学術的に検討する目的で、岩波知識人を中心に設立された研究組織。設立の経緯については「戦後平和論の源流——平和問題談話会を中心に」『世界』四百七十七号(一九八五年)を参照。

21 この間の経緯については、丸山ほか・前掲論文三十五頁以下を参照。

22 そのため、一部のマス・コミは同研究会に対する興味をある程度失つたという。辻清明「憲法問題研究会の存在」『ジュリスト』二百八十九号(一九六四年)二百八十三～二百八十四頁。

23 憲法調査会への対抗と、平和問題談話会の継承については、高見勝利「護憲論のバトスとロゴス」『思想』七百五十五号(一九八七年)四十八頁以下(同「宮沢俊義の憲法学史的探究」(有斐閣、二〇〇〇年)四百頁以下に所収)を参照。また、当

時の世論状況につき、「憲法問題研究会と世論」『世界』百五十二号(一九五九年)十～十四頁も参照。

24 創立以来、八月を除いて月例会が開かれ、一九六三(昭和三十八)年十一月までに五十七回を数えている。

25 その成果の一環として、憲法問題研究会編『憲法を生かすもの』(岩波新書、一九六一年)、同『憲法と私たち』(岩波新書、一九六三年)、同『憲法読本(上・下)』(岩波新書、一九六五年)等の啓蒙書が刊行されたほか、毎年五月三日には憲法問題研究会主催の憲法講演会が開かれた(辻清明「憲法問題研究会の十年」『世界』二百七十二号(一九六八年)百二頁)。憲法問題研究会の啓蒙活動の一部(憲法記念講演会)に焦点を当て、その憲法論・護憲論の分析を試みたものとして、高見・前掲論文を参照。

26 辻清明「憲法問題研究会と我妻先生」『世界』三百三十七号(一九七三年)二百二十二頁以下。

27 第一回～第十回の報告・討議内容を紹介するものとして、大内兵衛「憲法問題研究会の意義」『世界』百六十三号(一九五九年)二百八頁以下を参照。第十一回目の研究会内容を公刊したのもとして、この大内論文のほか、宮沢俊義『うまれ』による差別『世界』百六十三号(一九五九年)二百十五頁以下がある。さらに、高見・前掲論文の各引用文献、および井上ひさし・樋口陽一編『世界』憲法論文選1946-2005』(岩波書店、二〇〇六年)十五頁以下、三百十一～三百七十六頁も参照。

28 宮沢俊義「憲法調査会の発足をめぐって——私はこう思う」『世界』百四十二号(一九五七年)百頁以下。

29 「憲法調査会の性格」『ジュリスト』百四十号(一九五七年)巻頭言。

30 昭和三十三年三月二十四日の萍憲法研究会速記録から、萍草案はしがきの「その思想の保守的傾向のあるものであることを自覚している」という件について、牧野から批判のあったことが了解される。

31 高柳賢三「憲法調査会の性格」『ジュリスト』百四十二号(一九五七年)二十九頁。

32 辻は「対立意識のなかで改憲的色彩で蔽われていると即断していた憲法調査会の内部において、会長以下少数ながら反対論が台頭した意外な(?)政治的要因」について語っている(辻・前掲「憲法問題研究会の存在」二百八十四頁)。

33 高柳は、イギリスの王立委員会に学んだこの手法が我が国では十分に理解されなかったことを嘆き(高柳「憲法調査会の任務」『法律時報』三十三巻十四号(一九六一年)二頁、同「憲法調査会七年の回顧——内部からみた一学究の感想」『世界』二百二十二号(一九六四年)、『世界憲法論文選』所収)三百六十五～三百六十六頁)、この観点から、八木秀次ら改憲派委員から提出された意見書を厳しく批判している(同「憲法改正の方向」と題する意見書を読んで」『法律時報』三十六巻一号(一九六四年)九十六頁)。高柳賢三ほか「座談会 憲法改正問題と憲法調査会の活動」『ジュリスト』二百四十一号(一九六二年)十三～十五頁、同「憲法調査会の閉幕——報告書の善用と悪用」『自由』六巻九号(一九六四年)四十六～四十八頁も参照。

- 34 「追悼 先生を偲ぶ」『自由』九卷八号（一九六七年）百三十六〜百三十七頁（佐藤功・高田元三郎）。
- 35 ただし、これを以て、辻のように高柳を（改憲）反対論者と捉えるのは皮相的で、実際高柳は、法律の再可決制度の改正（一院制型両院制への傾斜）や参議院制度の変更、また首相公選制の導入等には、憲法改正の必要を明言し、あるいは今一層の立証・立論を求めている。参照、高柳賢三「憲法に関する逐条意見書（下）」『自由』五卷十号（一九六三年）八十頁以下。
- 36 高柳賢三「憲法調査会についての二、三の感想」『時の法令』二百七十八号（一九五八年）四頁。
- 37 山川端夫『倫敦海軍軍縮会議の成果』（国際聯盟協会、一九三一年）。他に同『日支時局と国際聯盟』（国際聯盟協会、一九三二年）など。
- 38 国立国会図書館憲政資料室所蔵・山川端夫関係文書（MF・個人所蔵）所収。
- 39 芦部信喜ほか編著『日本国憲法制定資料全集(4)―I』（信山社、二〇〇八年）四十頁以下（底本は『貴族院彙報附録 政府の憲法改正草案要綱に対する批判』（貴族院事務局調査部、一九四六年）。さらにその原文に当たる文書が国立国会図書館憲政資料室所蔵・山川端夫関係文書²に収録されており、そこには「昭和二十一年三月二十一日稿」とある。
- 40 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』（中公文庫、一九九九年）百六十六頁を参照。「貴族院的な修正意見として、もう一つ、天皇の権限を拡張しようとの論があつた。これについては、憲法改正案が議院に提出される前に、貴族院の内部で、山田三良・山川端夫両博士などを中心とする憲法草案研究のための有志の集りができ、そこでの修正意見として、第一条の「象徴」を「元首」とし、天皇に憲法改正、法律などに対する裁可権を認め、また、天皇の認証事項のなかで、外交関係のものや恩赦等については、それを天皇の大権とする、というような結論を得たということが新聞に出たことがあつたが、こういうすじの考え方が早くから貴族院の一部にあつたわけである」。ここにいう新聞記事として、昭和二十一年六月六日付『朝日新聞』朝刊記事「憲法問題で貴衆懇談——憲法論議」、同昭和二十一年六月十一日付朝刊記事「貴院、憲法案懇談会結論——憲法論議」を参照。
- 41 特に山川が重視したのは、一国の代表者（元首）の取り扱いであつた。例えば昭和二十九年七月十九日の月曜会において、山川は次のように発言している。「私がまだ貴族院におりますときに、一番最初の日本語で書いた案を見たのです。その当時に貴族院にすぐ意見を出しておいた「憲法草案二対スル管見」。とにかく私の考えはヘッド、元首というのは、そういうものがない、又はつきりしていないのは恐らく日本憲法だけじゃないか。どんな国でも又、どんな政治上の権力を持つておる、おらんに拘らず、とにかく一国のヘッドというものはどこにもある。それで日本のほうで私が不満に感じましたのは、根本のヘッドとなるべきそういう強い規定がなくて、他国においてヘッドが種々実行しているところの権力といいますが、国家行政、そういうものを日本では天皇と総理に分割して規定してある。而も天皇の職責と行為としていることは極く小さなことで、大部分の問題はみな総理大臣の権限になつておる。そこが非常に具合の悪いところで、一国を作る、憲法を作る以上は当然条文のうちに明らかにしておく必要があるじゃないか」。
- 42 山川端夫関係文書²所収の「憲法草案研究委員会委員」名簿に依れば、憲法草案研究委員会の構成員は次の通りである。公爵徳川家正、公岩倉具栄、侯細川護立、侯中御門経恭、侯浅野長武、伯橋本実斐、伯後藤一藏、子大河内輝耕、男白根松介、子織田信恒、子齋藤齊、子水野勝邦、子松平親義、山田三良、佐々木惣一、松村眞一郎、男飯田精太郎、下條康麿、川村竹治、山川端夫、南原繁、男松田正之、男中御門経民、男渡邊修二、安倍能成、田所美治、澤田牛麿、松村義一、古島一雄、乾政彦、小坂順造、瀧川儀作、馬場恒吾、渡邊甚吉。ただし、松村義一は昭和二十一年六月に公職追放となり、代わつて村上恭一が参加している。なお名簿の段階では、宮沢俊義の参加は認められない。
- 43 この点については、昭和二十九年二月八日の月曜会速記録に付した脚注²³も参照。
- 44 昭和二十八年十月十九日の月曜会速記録に依れば、その他に、ハッシー、ヘイズ (Frank E. Hays) およびジャスティン・ウィリアムズ (Justin Williams, 1906-2002) が参加していたようである。
- 45 貴族院憲法改正特別委員小委員会の『筆記要旨』（昭和二十一年九月二十八日）によれば、GHQから申し入れのあつたcivilianの訳語につき、高柳賢三・高木八尺に一任することに一決している。これを受けて、十月一日には議長官舎においてケーデイスと高柳・高木・山田らの学者議員とが交渉し、新たな造語「文民」とすることで了解を得た（『筆記要旨』同年十月二日）。高木の述懐に依れば、このメンバーによる貴族院議長官舎での会食形式の懇談は、都合三回行われたという（憲資・総第二十五号「高木八尺名誉教授談話録」（憲法調査会事務局、一九五八年）二十三頁以下）。
- 46 さらに小林は、シヴィリアン条項の成立の由来を回顧する文脈で、次のように述べている。「平河町の貴族院の議長官舎へホイットニー、ケーデイス、ハッシー、ヘイズ以下多数のGHQの人々に来てもらい、当方からは山田三郎博士、高柳賢三博士、高木八尺博士等に出席していた。いて夜を徹して二回懇談した結果、これらの審議を極めて円滑に且つ迅速に進めることが出来た。どうした訳か、ホイットニーが山田博士に対し非常な敬意を払つて、ケーデイス等が無理な議論をするのを押えて居たことは、今でも眼前に彷彿たるものがある」（小林次郎「文民の話（二）」『瑞穂』三十九号（一九五五年）一頁）。昭和二十八年十二月二十一日の月曜会速記録、および山田三良「回顧録」（山田三良先生米寿祝賀会、一九六七年）二百三十八頁も参照。
- 47 小委員会の『筆記要旨』第三日目および第四日目を参照。
- 48 その具体的態様については、樋口陽一ほか著『注解法律学全集Ⅰ 憲法Ⅰ』（青林書院、一九九四年）百十八〜百三十二頁を参照（樋口陽一執筆）。

49 樋口陽一『憲法（第三版）』（創文社、二〇〇七年）百二十七頁。

50 牧野の経歴については「故牧野英一博士寄贈図書目録（新版）」掲載の「プロフィール」を、牧野の人物像については土本武司「書齋の牧野英一先生」『書齋の窓』二百二十二号（一九七三年）十一頁以下を参照（土本は茅ヶ崎の牧野邸で昭和三十三年から起居を共にしていた）。なお牧野は、月曜会席上でもしばしば見せる、論敵に対して極めて厳しい態度（団藤重光によれば「極めて強い性格」のゆえに、弟子も離れ、正統派の後継者を残せなかったという）。

また語学に堪能な牧野は、常に欧州の先端的法理論の摂取に勤しみ、戦災で蔵書二万五千冊を失った後も再び書籍を蓄え、法務図書館所蔵「故牧野英一博士寄贈図書目録」には図書だけで千四百四十七冊が収録されているが、ここには萍憲法研究会草案をはじめとする憲法改正資料三十五点も含まれている。なおこの目録には、(1)法務図書館編「故牧野英一博士寄贈図書目録」（法務図書館、一九七六年）、および(2)法務図書館編「故牧野英一博士寄贈図書目録（新版）」（法務図書館、二〇〇二年）の二種類があり、(2)は(1)の書誌情報を充実させると共に、新出の立法資料を補完したものである（ただし一般図書類については省略）。同目録編纂の経緯については、さらに、小沢隆司「牧野英一博士寄贈図書目録」新版編纂始末」『書齋の窓』五百四号（二〇〇一年）六頁以下を参照。また、牧野博士の著作目録については、牧野の遺著「人たちの言葉その折々」（社会教育協会、一九八一年）二百七十一〜三百九十頁を参照。

さらに、牧野の図書類がそもそも法務図書館に収蔵された経緯については、土本武司「牧野英一先生の書齋・その後」『書齋の窓』二百四十三号（一九七五年）一頁以下、および小沢隆司ほか報告書「科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究」（基盤研究B(1)、平成十三・十四年度、代表者伊藤藤隆 http://kins.jp/pdf/340za_taka_degu.pdf）を参照。

51 しかし他方で、「その点は全く憲法学者に警告してもらわなければならんことだ。それはお説のごときだ」と述べ（昭和二十九年三月一日の月曜会速記録）、或いは「宮沢さんやなんかの憲法学者の論を見るとやはり人権論というのはあつさりしているね。憲法学者は僕のは相手に（して）おらない。昨日も佐藤（功）君に君は当然来てくれるのだろうという」と私は旅行しますと言っているのだ」（昭和三十年五月二十三日）と述べるなど、憲法学者には一定の距離を置いている。

52 牧野英一「学究としての五十年」金田一京助ほか著『学究生活の思い出』（宝文館、一九五四年）二百十八頁。昭和二十八年十月十九日および昭和三十年四月四日の月曜会速記録にも、貴族院の憲法審議で「学者議員」が嫌われた旨の記述が存する。

53 牧野いわく「憲法改正案審議の際、憲法に教育刑の原理を指定すべきことを主張したが容れられなかった。新憲法下における刑法改正の要綱を審議するに方り、改善主義の原則が確認せられねばならぬことを審議会の席上において問題としたの

であつたが、委員たる判事、検事、弁護士諸君が、或は反対せられ或は賛成を惜しまれ、その後、学者側の所論としてわたくしに対する反対論を発表したのが三家もある。学界は、かようにながめて来ると、わたくしの五十年来の努力を全く無視しているかの如くでもある」と（牧野・前掲論文「学究としての五十年」二百三十五〜二百三十六頁）。

54 牧野・前掲論文「学究としての五十年」二百三十四頁。

55 牧野英一『日本国憲法講話』（警文社、一九四九年）三十四頁。「政治道德の法則は普遍的なものである」との文言から、中外に施して悖らざる原則としての「文化主義」が導かれるという（同三十五頁）。

56 牧野・前掲書、三十六〜三十九頁。牧野は、貴族院の憲法審議に際して、国家が国民の基本権の拡充について積極的な義務を負うことを明瞭にするため、第三章の冒頭に「国家ノ文化的責務」を明示することを求めたが（第九十回帝国議会貴族院・帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第二十四号を参照）、同様の理念に立脚するものと言えよう。

57 牧野・前掲書、九十一〜九十四頁。牧野はまた、法律の「法治国における制限機能から文化国における促進機能への進化」を語るが、これは法律が国家権力の抑制基準を示すにとどまらず、国家権力の経済に対する積極的関与の方針を示すべきとするもので、同様の理念に立脚している（同『家族生活の尊重』（有斐閣、一九五四年）四十五〜四十六頁）。

58 同前、百三十七〜百三十八頁。

59 同前、九十七頁。

60 同前、八十六〜九十頁、百五〜百八頁。

61 同前、四十六頁。

62 牧野いわく、「国家は、個人をしてしかく自己に同化せしむべく、（個人と国家が対立すると考えられていた時代の行動手段である）権力のほかに、技術を練り、道義を発揮せしめねばならぬので、権力がかように技術と道義（本文前出の「好意」）とに依つて運用せられる次第を明かにするのが法律の任務とするところであり、憲法は実にその基本」である（牧野・前掲書、百四十三頁）。その前提には、強制（法律による自由の制限）が賢明に技術化（民主化）されるとき、国民は強制を強制として感じなくなる、という理解が存する（牧野・前掲『人たちの言葉その折々』二十五頁）。

63 有限財たる土地の所有権に着目した議論として、藤田宙靖ほか編『土地利用規制立法に見られる公共性』（土地総合研究所、二〇〇二年）を参照。

64 牧野英一『非常時立法の発展』（有斐閣、一九四一年）、同『非常時立法考』（中央公論社、一九四三年）、および高橋彦博「憲法議会における牧野英一——『生存権』原理の再確認」『社会労働研究』三十六卷三号（一九八九年）三十頁以下を参照。牧野は戦後も、「十九世紀の法治国文化が、放任政策として、民法に示される個人主義及び自由主義の上に成立するもので

館所蔵「故牧野英一博士寄贈図書」憲法改正関係資料13に収録されている「改正憲法ニ対スル修正試案」（参考資料(f)）の前文部分は、この速記録に基いて作成されたものであり、後者にはその旨の付箋が貼付されている。

95 昭和三十年四月四日の月曜会速記録・脚注14を参照。

96 牧野自身、「固より、かような提案は、憲法改正案に対するあまりに大きな修正であるとして、事が取り急がれた中には容易に許さるべくもないのであつた」（牧野・前掲書『家族生活の尊重』六十二頁）と述懐している。

97 第九十回帝国議会貴族院・帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第二十四号を参照。安倍の言う「修正試案」は「前文修正試案」のことを指す可能性もあるが、前後の内容に鑑みて、条文に対する修正試案を指すと思われる。しかし、前出の速記録に掲載されているのは「前文修正試案」のみである。

98 昭和三十三年六月二十三日の萍憲法研究会速記録を参照。

99 牧野・前掲書『家族生活の尊重』でも、「改正憲法に対する修正試案」を貴族院に提出したことに触れられている（百五十二頁）。

100 昭和三十三年三月十日の萍憲法研究会速記録。

101 同前。「改正憲法ニ対スル修正試案」では、各々、第十七条、第二十九条の二、第二十三条の二、および第三十六条（第十八条も参照）に規定されている。

102 「解放の原理」と「統合の原理」については、牧野・前掲書『日本国憲法講話』百三十四頁以下のほか、貴族院の第一読会における質問演説を敷衍した、同『新憲法と法律の社会化』（日本評論社、一九四八年）を参照。

103 その他、交戦権放棄規定の削除（九条二項）や、裁判の絶対公開要件の緩和（八十二条二項）等も注目に値する。

104 参照、赤坂幸一「参議院をどうするのか」『朝日ジャーナル』百十六卷五十一号（二〇一一年）四十二頁以下。また、昭和二十八年十二月二十一日の月曜会席上における佐藤功報告の四問題も参照。

樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』（岩波書店、二〇一三年）六頁以下。

106 「第四条第一項中「政治ニ関スル権能ヲ有シナイ」及同条第二項ヲ削除スルコト」と改められている。

107 「条約ヲ批准スルコト」と改められている。

108 「第六十九条第三号ヲ「条約ヲ締結スルコト但シ条約ハ批准ニ先チ国会ノ承認ヲ経ルコトヲ必要トスル」ニ改ムルコト」といったん修正された上で、㊦が削除されている。㊦につき、「第一条関係小委員会第一次報告中訂正」も併せて参照。

109 上欄に「一員ヨリ指名議員ヲ置クノ必要ヲ力説セリ」と書き込まれている。

110 この括弧書きが削除された上で、上欄に「直接選挙主張□」と書き込まれている。

111 「憲法改正、法律、政令及条約を裁可公布すること」と修正されている。

112 「条約締結の事務を掌理すること」と修正されている。

		1945（昭20）		年月日	一般	憲法改正	貴族院および萍憲法研究会
24	内大臣府廃止	22	総司令部、皇室財産凍結を指令	10	総司令部、民政局設置		
20	日本進歩党結成	16	日本自由党結成	10	「ボツダム宣言」を条件付で受諾決定		
11	マッカーサー元帥、「初期基本的指令」を受領	8	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
5	SWNCC、「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」を承認	1	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	8	連合国、日本政府に回答		
30	総司令部、皇室財産を公表	27	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
24	国際連合成立	17	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
15	参謀本部・軍令部、治安維持法など廃止	13	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	8	連合国、日本政府に回答		
11	政府、婦人参政権、選挙権年齢下げを発表	9	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
8	幣原内閣成立	5	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
4	総司令部、治安維持法・国防保安法廃止、政治犯即時釈放、特高警察廃止、天皇制批判の自由等を指令（いわゆる「自由の指令」）	2	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
2	総司令部、民政局設置	1	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	8	連合国、日本政府に回答		
18	東久邇宮首相、再度マッカーサー元帥を訪問	15	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
13	大本営廃止	11	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
10	マッカーサー元帥、日本管理方針を声明	6	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
2	連合国最高司令官、日本陸・海軍の解体を命令	1	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	8	連合国、日本政府に回答		
31	「初期ノ対日方針」を国務・陸・海三長官承認	30	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
29	SWNCC作成の「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」をマッカーサー元帥に通達	23	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
21	アメリカ政府、対日管理理事会設置に関するイギリス政府の提案に回答	20	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
18	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	17	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
15	終戦の詔勅放送	14	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	7	連合国、日本政府に回答		
14	日本政府、連合国回答を受諾	13	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		
8	「ボツダム宣言」を条件付で受諾決定	7	トルーマン、SWNCC（国務、陸、海軍三省調整委員会）の採択した「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を承認	10	連合国、日本政府に回答		

(112)

* 年表の作成に当たっては、次の文献およびウェブサイトの記述に依拠し、あわせて関連情報を補足した。
憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書（憲法調査会報告書付属文書第2号）』（一九六四年）
佐藤達夫『日本国憲法誕生記』（中公文庫、一九九九年）
国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」

1958 (昭33)			1956 (昭31)						1955 (昭30)			1954 (昭29)			1953 (昭28)			1949 (昭24)			1948 (昭23)								年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6			6			4			8			7			11			9			1			10			4			3			2			5			4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8			11			18			5			11			5			13			25			13			7			12			16			23			19			7			14			10			10			24			20			3			2			25			20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																											第三次吉田内閣成立			第二回衆議院議員選挙			第二次吉田内閣成立			芦田内閣総辞職			長に申し入れ			政府、新憲法再検討問題について衆参両院議			総司令部、新憲法再検討問題について鈴木法務総裁に申し入れ			芦田内閣成立			片山内閣総辞職			片山内閣成立			第一次吉田内閣総辞職			日本国憲法施行、憲法付属一四法律施行			相あて書簡を發表			マッカーサー元帥、新憲法施行に際し吉田首相			第二三回総選挙（社会党第一党）			第一回参議院議員選挙			一般																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
憲法問題研究会結成			憲法調査会法成立（実際の活動は昭和三十二年八月から昭和四十年六月）			自由民主党憲法調査会「憲法改正の問題点」公表			憲法改正問題自由討議資料（広瀬試案）の公表			自主憲法期成議員同盟の結成			自由党憲法調査会、「日本国憲法改正案要綱案」発表			改進黨憲法調査会、「現行憲法の問題点の概要」発表			憲法擁護国民連合結成			改進黨憲法調査会発足			自由党憲法調査会発足																											憲法改正			貴族院および萍憲法研究会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									